

# 山口県報

平成21年  
3月17日  
(火曜日)

## 目 次

条例

障害者支援施設条例……………七

山口県統計調査条例……………一

山口県個人情報保護条例の一部を改正する条例……………一

本人確認情報を利用することができる事務を定める条例の一部を改正する条例……………一

山口県の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例……………一五

山口県防災センター条例の一部を改正する条例……………二一

知事等の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例……………二二

一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例……………二四

一般職に属する学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例……………五六

障害者支援施設条例をここに公布する。

平成二十一年三月十七日

### 山口県条例第一号

#### 障害者支援施設条例

(設置)



一般職の任期付研究員の採用等に関する条例及び一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例……………八〇

一般職の職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例……………八二

職員の仕事時間、休日及び休暇に関する条例等の一部を改正する条例……………八二

山口県税賦課徴収条例及び山口県収入証紙条例の一部を改正する条例……………八四

山口県産業廃棄物税条例の一部を改正する条例……………八七

山口県使用料手数料条例等の一部を改正する条例……………八七

山口県使用料手数料条例及び山口県立職業能力開発校条例の一部を改正する条例……………一三

山口県資金積立基金条例の一部を改正する条例……………一五

山口県介護保険財政安定化基金条例の一部を改正する条例……………一六

山口県児童相談所条例の一部を改正する条例……………一七

児童福祉施設条例の一部を改正する条例……………一七

下関漁港地方卸売市場条例の一部を改正する条例……………一八

山口県営住宅条例の一部を改正する条例……………一九

山口県公営企業の設置等に関する条例の一部を改正する条例……………二〇

山口県工業用水道条例の一部を改正する条例……………二一

山口県学校職員定数条例の一部を改正する条例……………二一

山口県立高等学校等条例の一部を改正する条例……………二二

山口県警察本部組織条例の一部を改正する条例……………二二

警察署の名称、位置及び管轄区域に関する条例の一部を改正する条例……………二三

山口県地方警察職員定数条例の一部を改正する条例……………二四

拡声機による暴騒音の規制に関する条例の一部を改正する条例……………二四

山口県産業技術センター条例を廃止する等の条例……………二五

山口県知事 二 井 関 成

第一条 障害者自立支援法（平成十七年法律第二百二十三号。以下「法」という。）第八十三条第二項の規定に基づき、障害者の福祉を増進するため、障害者支援施設を設置する。

（名称及び位置）

第二条 障害者支援施設の名称及び位置は、次のとおりとする。

名 称	位 置
山口県華南園	防 府 市
山口県たちばな園	大島郡周防大島町

（業務）

第三条 障害者支援施設は、次に掲げる業務を行う。

- 一 法第五十一条に規定する施設入所支援を提供するとともに、同条第六項に規定する生活介護を提供すること。
- 二 法第五十八条に規定する短期入所を提供すること。
- 三 前二号に掲げるもののほか、障害者の福祉の増進を図るために必要な業務に関すること。

（入所定員）

第四条 障害者支援施設の入所定員は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める数とする。

- 一 山口県華南園 五十人
- 二 山口県たちばな園 六十人

（使用料）

第五条 障害者支援施設を使用する者（以下「使用者」という。）は、山口県使用料手数料条例（昭和三十一年山口県条例第一号）に定めるところにより、使用料を納入しなければならない。

（指定管理者による管理）

第六条 障害者支援施設の管理に関する事務のうち次に掲げる事務は、法人その他の団体であつて知事が指定するもの（以下「指定管理者」と

いう。)に行わせるものとする。

- 一 第三条各号に掲げる業務に関する事。
  - 二 施設及び設備の維持管理に関する事。
- (指定管理者の指定)

第七条 知事は、前条の規定による指定を受けようとする法人その他の団体を公募するものとする。

2 前項の規定による公募は、規則で定めるところにより、応募の時期及び方法等について公告して行うものとする。

3 第一項の規定による公募に応じようとするもの(以下「応募者」という。)は、規則で定めるところにより、障害者支援施設の管理に係る事業計画書(以下「事業計画書」という。)に規則で定める書類を添えて、知事に提出しなければならない。

4 知事は、前項の規定による応募があつたときは、次に掲げる基準によつて、その応募を審査しなければならない。

- 一 事業計画書の内容が、使用者の平等な使用を確保することができるものであること。
- 二 事業計画書の内容が、障害者支援施設の効用を十分に発揮するとともに、障害者支援施設の管理に係る経費の縮減を図ることができること。
- 三 応募者が、事業計画書に沿つた管理を安定して行うために必要な人的体制及び経済的基礎を有するものであること。

5 知事は、前項に規定する審査を行ったときは、遅滞なく、理由を付してその結果を公表するものとする。

6 知事は、第四項に規定する審査の結果、応募者のうち障害者支援施設の管理を最も適切に行うことができると認めるものについて、前条の規定による指定をするものとする。

7 知事は、前各項の規定によることが困難又は不適當な場合その他特別な事情がある場合には、これらの規定によらないで、前条の規定による指定をすることができる。

8 知事は、前条の規定による指定をしたときは、規則で定めるところにより、その旨を公示するものとする。

(指定管理者が講ずべき措置)

第八条 知事は、第六条の規定による指定をするときは、個人情報(山口県個人情報保護条例(平成十三年山口県条例第四十三号)第二条第一項に規定する個人情報(第六条各号に掲げる事務に係るものに限る。))をいう。)の適正な取扱いを確保するために当該指定管理者が講ずべき措置を明らかにしてしなければならない。

(知事による管理の業務の実施)

第九条 知事は、地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百四十四条の第二十一項の規定により指定管理者の指定を取り消し若しくは期間を定めて障害者支援施設の管理の業務の全部若しくは一部の停止を命じた場合又は指定管理者が天災その他の事由により障害者支援施設の管理の業務の全部若しくは一部を実施することが困難となった場合において、必要があると認めるときは、第六条の規定にかかわらず、障害者支援施設の管理の業務の全部又は一部を自ら行うものとする。

(その他)

第十条 この条例に定めるもののほか、障害者支援施設の管理について必要な事項は、知事が定める。

#### 附則

(施行期日)

1 この条例は、平成二十一年四月一日から施行する。

(知的障害者援護施設条例の廃止)

2 知的障害者援護施設条例(昭和五十二年山口県条例第一号)は、廃止する。

(経過措置)

3 この条例の施行の際現に前項の規定による廃止前の知的障害者援護施設条例第六条の規定による指定を受けて山口県たばな園の管理に関する事務を行っている者は、この条例の施行の日に、同日から当該指定の期間の末日までの間の山口県たばな園の管理に関する事務について、当該指定と同一の条件で第六条の規定による指定を受けたものとみなす。

4 この条例の施行の際現に第六項の規定による改正前の身体障害者更生援護施設条例(昭和四十八年山口県条例第七号)第十三条の規定による指定を受けて山口県華南園の管理に関する事務を行っている者は、この条例の施行の日に、同日から当該指定の期間の末日までの間の山口県華南園の管理に関する事務について、当該指定と同一の条件で第六条の規定による指定を受けたものとみなす。

(山口県使用料手数料条例の一部改正)

5 山口県使用料手数料条例(昭和三十一年山口県条例第一号)の一部を次のように改正する。

障害者自立支援法第二十

別表第一の5の表四の三の項中 山口県華南園

を削り、同表四の

四の項を削り、同表五の項を次のように改める。

五 障害者支援 施設	障害者支援 施設使用料	山口県華南園 山口県たちばな園	<p>障害者自立支援法第二 十九条第一項の特定費 用の額と同条第三項に 規定する費用の額を 合算した額</p>

九条第一項の特定費用の額と同条第三項の特定費用の額とを合算した額  
 又は障害者自立支援法第二十九条第一項の特定費用の額と同条第二項に規定した額  
 とを合算した額

(身体障害者更生援護施設条例の一部改正)

6 身体障害者更生援護施設条例の一部を次のように改正する。

目次中「第三章 山口県華南園(第十一条―第十三条の四)」を「第三章 削除」に、「第二十三条」を「第二十六条」に、「第二十四条」を「第二十七条」に改める。

第二条の表法第三十条に規定する身体障害者療護施設の項を削る。  
第三章を次のように改める。

第三章 削除

第十一条から第十三条まで 削除

第二十三条の見出し中「管理等」を「管理」に改め、同条第一項中「この条」を「この章」に改め、同条第五項を削る。

第二十四条を第二十七条とし、第五章中第二十三条の次に次の三条を加える。

(指定管理者の指定)

第二十四条 知事は、前条第一項の規定による指定を受けようとする法人その他の団体を公募するものとする。

2 前項の規定による公募は、規則で定めるところにより、応募の時期及び方法等について公告して行うものとする。

- 3 第一項の規定による公募に応じようとするもの（以下「応募者」という。）は、規則で定めるところにより、聴覚障害者情報センターの管理に係る事業計画書（以下「事業計画書」という。）に規則で定める書類を添えて、知事に提出しなければならない。
- 4 知事は、前項の規定による応募があつたときは、次に掲げる基準によつて、その応募を審査しなければならない。
  - 一 事業計画書の内容が、聴覚障害者情報センターを使用する者の平等な使用を確保することができるものであること。
  - 二 事業計画書の内容が、聴覚障害者情報センターの効用を十分に発揮するとともに、聴覚障害者情報センターの管理に係る経費の縮減を図ることができるものであること。
  - 三 応募者が、事業計画書に沿つた管理を安定して行うために必要な人的体制及び経済的基礎を有するものであること。
- 5 知事は、前項に規定する審査を行ったときは、遅滞なく、理由を付してその結果を公表するものとする。
- 6 知事は、第四項に規定する審査の結果、応募者のうち聴覚障害者情報センターの管理を最も適切に行うことができると認めるものについて、前条第一項の規定による指定をするものとする。
- 7 知事は、前各項の規定によることが困難又は不適當な場合その他特別な事情がある場合には、これらの規定によらないで、前条第一項の規定による指定をすることができる。
- 8 知事は、前条第一項の規定による指定をしたときは、規則で定めるところにより、その旨を公示するものとする。

（指定管理者が講ずべき措置）
- 第二十五条 知事は、第二十三条第一項の規定による指定をするときは、個人情報（山口県個人情報保護条例（平成十三年山口県条例第四十号）（第二条第一項に規定する個人情報）（第二十三条第一項各号に掲げる事務に係るものに限る。）をいう。）の適正な取扱いを確保するために当該指定管理者が講ずべき措置を明らかにしてしなければならない。

（知事による管理の業務の実施）

- 第二十六条 知事は、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十四条の二第十一項の規定により指定管理者の指定を取り消し若しくは期間を定めて聴覚障害者情報センターの管理の業務の全部若しくは一部の停止を命じた場合又は指定管理者が天災その他の事由により聴覚障害者情報センターの管理の業務の全部若しくは一部を実施することが困難となつた場合において、必要があると認めるときは、第二十三条第一項の規定にかかわらず、聴覚障害者情報センターの管理の業務の全部又は一部を自ら行うものとする。



山口県統計調査条例をここに公布する。

平成二十一年三月十七日

山口県知事 二 井 関 成

## 山口県条例第二号

### 山口県統計調査条例

山口県統計調査条例（昭和二十五年山口県条例第三十四号）の全部を改正する。

#### （目的）

第一条 この条例は、統計調査の実施及びその結果の利用に關し必要な事項を定めることにより、県勢の実態を明らかにして行政施策の正確な基礎資料を得るとともに、適切な行政運営を図り、もつて地域経済の健全な發展及び県民生活の向上に寄与することを目的とする。

#### （定義）

第二条 この条例において「統計調査」とは、知事が統計の作成を目的として個人又は法人その他の団体に対し事実の報告を求めることにより行う調査（次に掲げるものを除く。）であつて、政策を企画立案し、又はこれを実施する上において特に重要な統計の作成を目的とするものとして知事が指定するものをいう。

一 知事が県の機関に対して行うもの

二 統計法（平成十九年法律第五十三号）及びこれに基づく命令以外の法律又は政令において、市町に対し、報告を求めることが規定されているもの

三 行政機関（統計法第二条第一項に規定する行政機関をいう。以下同じ。）その他の者から委託を受けて行うもの

2 この条例において「調査票情報」とは、統計調査によつて集められた情報のうち、文書、図画又は電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の他人の知覚によつては認識することができない方式で作られた記録をいう。）に記録されているものをいう。

#### （統計調査の指定）

第三条 知事は、統計調査の指定をするときは、その目的、事項、範囲、期日及び方法を告示しなければならない。

#### （報告義務）

第四条 知事は、統計調査を行う場合には、統計の作成のために必要な事項について、個人又は法人その他の団体に対し報告を求めることがで

きる。

2 前項の規定により報告を求められた者は、これを拒み、又は虚偽の報告をしてはならない。

3 第一項の規定により報告を求められた者が、未成年者（営業に関し成年者と同一の行為能力を有する者を除く。）又は成年被後見人である場合においては、その法定代理人が本人に代わって報告する義務を負う。

（統計調査員）

第五条 知事は、その行う統計調査の実施のため必要があるときは、統計調査員を置くことができる。

2 統計調査員は、調査票の配付、取集その他統計調査に関する業務に従事する。

（立入検査等）

第六条 知事は、その行う統計調査の正確な報告を求めるときは、当該統計調査の報告を求められた者に対し、その報告に関し資料の提出を求め、又はその統計調査員その他の職員に、必要な場所に立ち入り、帳簿、書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

2 前項の規定により立入検査をする統計調査員その他の職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があつたときは、これを提示しなければならない。

3 第一項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

（結果の公表）

第七条 知事は、統計調査の結果を作成したときは、速やかに、当該統計調査の結果を、インターネットの利用その他の適切な方法により公表しなければならない。ただし、特別の事情があるときは、その全部又は一部を公表しないことができる。

（調査票情報の二次利用）

第八条 知事は、次に掲げる場合には、その行った統計調査に係る調査票情報を利用することができる。

一 統計の作成又は統計的研究（以下「統計の作成等」という。）を行う場合

二 統計を作成するための調査に係る名簿を作成する場合

（調査票情報の提供）

第九条 知事は、次の各号に掲げる者が当該各号に定める行為を行う場合には、その行った統計調査に係る調査票情報を、これらの者に提供す



ることができる。

一 行政機関、他の地方公共団体その他これに準ずる者として規則で定める者 統計の作成等又は統計を作成するための調査に係る名簿の作成

二 前号に掲げる者が行う統計の作成等と同等の公益性を有する統計の作成等として規則で定めるものを行う者 当該規則で定める統計の作成等

(調査票情報の提供を受けた者による適正な管理)

第十条 前条の規定により調査票情報の提供を受けた者は、当該調査票情報を適正に管理するために必要な措置を講じなければならない。

2 前項の規定は、前条の規定により調査票情報の提供を受けた者から当該調査票情報の取扱いに関する業務の委託を受けた者その他の当該委託に係る業務を受託した者について準用する。

(調査票情報の提供を受けた者の守秘義務等)

第十一条 次の各号に掲げる者は、当該各号に定める業務に関して知り得た個人又は法人その他の団体の秘密を漏らしてはならない。

一 第九条の規定により調査票情報の提供を受けた者であつて、当該調査票情報の取扱いに従事する者又は従事していた者 当該調査票情報を取り扱う業務

二 第九条の規定により調査票情報の提供を受けた者から当該調査票情報の取扱いに関する業務の委託を受けた者その他の当該委託に係る業務に従事する者又は従事していた者 当該委託に係る業務

2 第九条の規定により調査票情報の提供を受けた者又はその者から当該調査票情報の取扱いに関する業務の委託を受けた者その他の当該委託に係る業務に従事する者若しくは従事していた者は、当該調査票情報をその提供を受けた目的以外の目的のために自ら利用し、又は提供してはならない。

(統計調査と誤認させる調査の禁止)

第十二条 何人も、統計調査の報告の求めであると人を誤認させるような表示又は説明をすることにより、当該求めに対する報告として、個人又は法人その他の団体の情報を取得してはならない。

(規則への委任)

第十三条 前各条に定めるもののほか、この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。

## (罰則)

第十四条 第十一条第一項の規定に違反して、その業務に関して知り得た個人又は法人その他の団体の秘密を漏らした者は、二年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

第十五条 第十一条第一項各号に掲げる者が、その取扱い又は利用に係る調査票情報を、自己又は第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

第十六条 次の各号のいずれかに該当する者は、十万円以下の罰金に処する。

一 第四条の規定に違反して、統計調査の報告を拒み、又は虚偽の報告をした者

二 第四条に規定する統計調査の報告を求められた者の報告を妨げた者

三 第六条第一項の規定による資料の提出をせず、若しくは虚偽の資料を提出し、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは同項の規定による質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をした者

四 第十二条の規定に違反して、統計調査の報告の求めであると人を誤認させるような表示又は説明をすることにより、当該求めに対する報告として、個人又は法人その他の団体の情報を取得した者

五 統計調査に係る統計の作成に従事する者で当該統計をして真実に反するものたらしめる行為をした者

2 前項第四号の罪の未遂は、罰する。

3 法人の代表者、代理人、使用人その他の従業者が、その法人の業務に関して、第一項第一号及び第三号の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人に対して、同項の罰金刑を科する。

## 附 則

## (施行期日)

1 この条例は、平成二十一年四月一日から施行する。ただし、第九条から第十二条まで、第十四条、第十五条、第十六条第一項第二号及び第四号並びに同条第二項の規定は、同年六月一日から施行する。

## (経過措置)

2 この条例の施行の日前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

山口県個人情報保護条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十一年三月十七日

山口県知事 二 井 関 成

### 山口県条例第三号

山口県個人情報保護条例の一部を改正する条例

山口県個人情報保護条例（平成十三年山口県条例第四十三号）の一部を次のように改正する。

目次中「第三十二条」を「第三十一条の二」に改める。

第三条第一号から第三号までを次のように改める。

- 一 統計法（平成十九年法律第五十三号）第二条第八項に規定する事業所母集団データベースに記録されている情報に含まれる個人情報
- 二 統計法第二条第十一項に規定する調査票情報に含まれる個人情報
- 三 統計法第十六条の規定により知事又は教育委員会が同法第二条第六項に規定する基幹統計調査に関する事務の一部を行うこととされた場合において、同法第二十九条第一項の規定により他の行政機関から提供を受けた同法第二条第十項に規定する行政記録情報に含まれる個人情報

第三条中第四号を削り、第五号を第四号とする。

附 則

この条例は、平成二十一年四月一日から施行する。

本人確認情報を利用することができる事務を定める条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十一年三月十七日

山口県知事 二 井 関 成

### 山口県条例第四号

本人確認情報を利用することができる事務を定める条例の一部を改正する条例

本人確認情報を利用することができる事務を定める条例（平成十九年山口県条例第二号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

本人確認情報の利用及び提供に関する条例

本則中「(昭和四十二年法律第八十一号)」を削る。

第一号及び第二号を次のように改める。

- 一 地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号。以下この号において「法」という。)による事務であつて、次に掲げるもの  
イ 法第五十三条第一項、第四項若しくは第五項、第七十二条の二十五第一項から第五項まで、第七十二条の二十八第一項、第七十二条の二十九第一項、第七十二条の三十第一項又は第七十二条の三十一第一項に規定する申告納付すべき期限を経過してもなお申告書を提出しない法人の代表者の所在が知れない場合における当該代表者の生存の事実又は氏名若しくは住所の確認の事務  
ロ 法第七十二条の五十九第一項の規定に基づき国の税務官署において閲覧し、又は記録した関係書類により把握した個人が行う事業に対する事業税の納税義務者の氏名又は住所について疑義が生じた場合における当該納税義務者の氏名又は住所の確認の事務  
ハ 法第七十三条の十四第三項若しくは第七十三条の二十四第二項の規定の適用があるべき旨の申告に係る事実又は山口県税賦課徴収条例(昭和二十五年山口県条例第三十九号)第五十九条第一項の規定による申請に係る事実の確認の事務
- 二 個人が行う事業に対する事業税の山口県税賦課徴収条例第五十条第一項に規定する後期に係る納付書若しくは口座振替を行う旨の通知に係る書類(以下「納付書等」という。)を郵便若しくは信書便により発送し、返戻された場合又は納付書等の送達を受けるべき者の所在が知れない場合における納税義務者又はその相続人の生存の事実又は氏名若しくは住所の確認の事務
- ホ 個人が行う事業に対する事業税、不動産取得税及び自動車税の納税通知書を郵便若しくは信書便により発送し、返戻された場合又はその送達を受けるべき者の所在が知れない場合における納税義務者(その者が法人である場合にあつては、その役員)又はその相続人(納税義務者が法人である場合にあつては、合併後存続する法人又は合併により設立した法人の役員)の生存の事実又は氏名若しくは住所の確認の事務
- ヘ 地方団体の徴収金の徴収に関する事務であつて、督促状、督促のための納付若しくは納入の催告書その他の催告の通知書、法第十七条の過誤納金の還付の通知に係る書類若しくは法第十七条の二第五項の通知に係る書類(以下「督促状等」という。)を郵便若しくは信書便により発送し、返戻された場合、督促状等の送達を受けるべき者の所在が知れない場合又は法第十七条の過誤納金の還付の通知に係る書類の送達を受けた者から氏名若しくは住所を変更した旨の届出があつた場合における次に掲げる者(その者が法人である場合にあつて

は、その役員）又はその相続人（次に掲げる者が法人である場合にあっては、合併後存続する法人又は合併により設立した法人の役員）の生存の事実又は氏名若しくは住所の確認に係るもの

(1) 納税者又は法第一条第一項第十号に規定する特別徴収義務者

(2) 法第十一条第一項の第二次納税義務者

(3) 法第十六条第一項第六号に規定する保証人

ト 法第七百条の四十三において準用する国税犯則取締法（明治三十三年法律第六十七号）第二条第一項又は第二項の許可を請求するために必要な軽油引取税に関する犯則事件の犯則嫌疑者又は参考人の生存の事実又は氏名若しくは住所の確認の事務

二 山口県吏員恩給条例（昭和八年山口県条例第十六号）による同条例第七条ノ二の規定による調査に関する事務であつて、恩給を受ける権利を有する者の生存の事実又は氏名若しくは住所の確認に係るもの

第三号及び第四号を削り、第五号を第三号とし、第六号を第四号とし、第八号中「（昭和六十年山口県条例第二号）」を削り、同号に次のように加える。

ホ 貸付金の返還債務の免除に関する条例第二条第五号に規定する獣医学生修学資金

第八号を第十一号とし、第七号を第九号とし、同号の次に次の一号を加える。

十 浄化槽法（昭和五十八年法律第四十三号）による同法第三十三条第三項の規定による届出（変更の届出を含む。）に係る浄化槽設備士の氏名又は住所の確認の事務

第四号の次に次の四号を加える。

五 農薬取締法（昭和二十三年法律第八十二号）による同法第八条第一項の規定による届出をした販売者の氏名及び住所又は同条第二項の規定による届出に係る氏名若しくは住所の確認の事務

六 肥料取締法（昭和二十五年法律第二百二十七号。以下この号において「法」という。）による事務であつて、次に掲げるもの

イ 法第四条第一項の登録の申請をした者の氏名及び住所又は法第十三条第一項の規定による届出に係る氏名若しくは住所の確認の事務

ロ 法第十三条第二項の規定による届出をした者の氏名及び住所の確認の事務

ハ 法第十六条の二第一項の規定による届出をした者の氏名及び住所又は同条第三項の規定による届出に係る氏名若しくは住所の確認の事務



二 法第二十二條第一項の規定による届出をした者の氏名及び住所又は同条第二項の規定による届出に係る氏名若しくは住所の確認の事務  
ホ 法第二十三條第一項の規定による届出をした者の氏名及び住所又は同条第二項の規定による届出に係る氏名若しくは住所の確認の事務  
七 貸付金の返還債務の免除に関する条例（昭和六十年山口県条例第二号）第二条第五号に規定する獣医学生修学資金の貸付けの申請をした者及びその連帯保証人の氏名又は住所の確認の事務

八 森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号。以下この号において「法」という。）による法第三十三條の二の規定による指定施設要件の変更に関する事務であつて、次に掲げる通知に係る書類を郵便又は信書便により発送し、返戻された場合における当該通知を受けるべき者の生存の事実又は氏名若しくは住所の確認に係るもの

イ 法第三十三條の三において準用する法第三十條の規定による通知

ロ 法第三十三條の三において準用する法第三十條の二第一項の規定による通知

ハ 法第三十三條の三において準用する法第三十三條第三項の規定による通知

ニ 法第三十三條の三において準用する法第三十三條第六項において準用する同条第三項の規定による通知

本則を第二条とし、同条に見出しとして、「（本人確認情報を利用することができる事務）」を付し、同条の前に次の一条を加える。

（趣旨）

第一条 この条例は、住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）第三十條の八第一項第二号及び同条第二項の規定に基づき、同法第三十條の五第一項に規定する本人確認情報（以下「本人確認情報」という。）の利用及び提供に関し必要な事項を定めるものとする。  
本則に次の二条を加える。

（本人確認情報を提供する執行機関及び提供に係る事務）

第三条 住民基本台帳法第三十條の八第二項の条例で定める執行機関は、監査委員とし、同項の条例で定める事務は、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）による同法第二百四十二條第一項及び第二百五十二條の四十三第一項の規定による請求に係る請求人の氏名又は住所の確認の事務とする。

（知事以外の執行機関への本人確認情報の提供の方法）

第四条 住民基本台帳法第三十條の八第二項の規定による本人確認情報の知事以外の執行機関への提供は、規則で定めるところにより、知事の使用に係る電子計算機から電気通信回線を通じて知事以外の執行機関の使用に係る電子計算機に本人確認情報を送信する方法により行うもの



とする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

山口県の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十一年三月十七日

山口県知事 二 井 関 成

山口県条例第五号

山口県の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例

山口県の事務処理の特例に関する条例（平成十二年山口県条例第二号）の一部を次のように改正する。

別表第一号中「下関市、宇部市、萩市、下松市、岩国市、光市、長門市、柳井市、美祢市、周南市、山陽小野田市、周防大島町、和木町、上関町、田布施町、平生町及び阿武町」を「各市町」に改め、同表第一号の二を次のように改める。

一の二 山口県統計調査条例（平成二十一年山口県条例第二号）第四条第一項の規定による報告の徴収をすること（山口県人口移動統計調査に係るものに限る。）。

各市町

別表第一号の六中「萩市」の下に「、柳井市」を加え、同表中第一号の七を第一号の八とし、第一号の六の次に次のように加える。

一の七 旅券法（昭和二十六年法律第二百六十七号。以下この号において「法」という。）に基づく事務のうち次に掲げるもの

萩市及び防府市

イ 法第三条第二項ただし書の規定による認定をすること。

ロ 法第三条第三項の規定による確認をし、及び同項の規定により提示又は提出を求めると。

八 法第十七条第三項の規定による確認をし、及び同項の規定により提示又は提出を求めると。

二 法第十九条第五項の規定による返納を受けること。

ホ 法第十九条第六項の規定による消印及び還付をすること。

ヘ イからホまでに掲げるもののほか、法の施行に関する事務であつて規則で定めるもの

別表第四号を次のように改める。

四 地球温暖化対策の推進に関する法律（平成十年法律第一百七号）第二十三条第一項の規定による委嘱をすること。

萩市

別表中第十一号の二を第十一号の三とし、第十一号の次に次のように加える。

十一の二 山口県食の安心・安全推進条例（平成二十年山口県条例第四十三号。以下この号において「条例」という。）及び条例の施行のための規則に基づく事務のうち次に掲げるもの

下関市

イ 条例第二十七条第一項の規定による報告を受けること。

ロ 条例第二十七条第三項の規定による報告をすること。

ハ 条例第二十七条第四項の規定による報告を受けること。

ニ 条例第二十七条第五項の規定による公表をすること。

ホ 条例第二十九条第一項の規定による報告の徴収又は立入検査をすること（イからニまでに掲げるものに係るものに限る。）。

ヘ 条例第三十条第一項の規定による報告をすること。

ト 条例第三十条第二項の規定による公表をすること。

チ 条例第三十条第三項の規定による弁明の機会の付与をすること。

別表第十四号の三中「萩市、光市」を「山口市、萩市、防府市、下松市、岩国市、光市、長門市、柳井市、美祢市」に改め、同表第十七号の二中「及び山口市」を「、山口市及び周南市」に改め、同表第十八号中「及び岩国市」を「、岩国市及び長門市」に改め、同表中第十八号の三を第十八号の五とし、第十八号の二を第十八号の四とし、第十八号の次に次のように加える。

十八の二 農地法（昭和二十七年法律第二百二十九号。以下この号において「法」という。）に基づく事務のうち次に掲げるもの

イ 法第三条第一項の許可をすること。

ロ 法第三条第三項の規定による条件の付加をすること。

ハ 法第四条第一項の許可をすること（二ヘクタール以下の農地に係るものに限る。）。

ニ 法第四条第二項の規定による意見の聴取をすること（八に掲げるものに係るものに限る。）。

ホ 法第四条第四項の規定による条件の付加をすること（八に掲げるものに係るものに限る。）。

ヘ 法第五条第一項の許可をすること（二ヘクタールを超える農地に係るものを除く。）。

ト 法第五条第三項において準用する法第三条第三項の規定による条件の付加をすること（八に掲げるものに係るものに限る。）。

チ 法第五条第三項において準用する法第四条第三項の規定による意見の聴取をすること（八に掲げるものに係るものに限る。）。

リ 法第二十条第一項の許可をすること。

又 法第二十条第三項の規定による意見の聴取をすること。

山口市

<p>ル 法第二十条第四項の規定による条件の付加をすること。          ヲ 法第八十二条第一項の規定による立入調査、測量又は除去若しくは移転をすること（イ、ハ、ヘ及びヒに掲げるものに係るものに限る。）。          ワ 法第八十二条第三項の規定による通知又は公示をすること（イ、ハ、ヘ及びヒに掲げるものに係るものに限る。）。          カ 法第八十二条第五項の規定による損失の補償をすること（イ、ハ、ヘ及びヒに掲げるものに係るものに限る。）。          コ 法第八十三条の規定による報告の徴収をすること（イ、ハ、ヘ及びヒに掲げるものに係るものに限る。）。          ク 法第八十三条の二の規定による許可の取消し、条件の変更若しくは付加又は命令をすること（ハ及びヒに掲げるものに係るものに限る。）。          十八の三 農業振興地域の整備に関する法律（昭和四十四年法律第五十八号。以下この号において「法」という。）に基づく事務のうち次に掲げるもの          イ 法第十五条の二第一項の許可をすること。          ロ 法第十五条の二第五項の規定による条件の付加をすること。          ハ 法第十五条の二第六項の規定による意見の聴取をすること。          ニ 法第十五条の三の規定による命令をすること。          ホ 法第十五条の四第一項の規定による勧告をすること。          ヘ 法第十五条の四第二項の規定による公表をすること。</p>	<p>別表第十九号中「昭和二十六年法律第二百四十九号。」を削り、同号の前に次のように加える。</p>
<p>山口市</p>	

十八の六 森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号。以下この号において「法」という。）及

び法の施行のための規則に基づく事務のうち次に掲げるもの

イ 法第十条の二第一項の許可をすること。

ロ 法第十条の二第四項の規定による条件の付加をすること。

ハ 法第十条の二第六項の規定による意見の聴取をすること。

ニ 法第十条の三の規定による命令をすること。

ホ イからニまでに掲げるもののほか、法の施行に関する事務であつて規則で定めるもの

別表第二十号中「萩市」の下に「、長門市及び阿武町」を加え、同表第二十六号の二中「長門市」の下に「、柳井市」を加え、同表第二十七号中「岩国市」の下に「、柳井市」を加え、同表第二十七号の二中「萩市」の下に「、岩国市、柳井市」を加え、同表第二十九号の三中「山口市」を「宇部市、山口市」に改め、同表中第二十号の六を第三十号の九とし、第三十号の五を第三十号の八とし、第三十号の四を第三十号の七とし、同表第三十号の三ヲを削り、同号を同表第三十号の五とし、同号の次に次のように加える。

三十の六 都市緑地法第二十四条第五項（法第二十八条において準用する場合を含む。）の認可をすること。  
宇部市及び柳井市

別表第二十号の二の次に次のように加える。

三十の三 都市再開発法（以下この号において「法」という。）に基づき事務のうち次に掲げるもの  
岩国市

イ 法第七条の六第一項の規定による申出を受理すること。

ロ 法第七条の六第二項の規定による決定及び公告をすること。

ハ 法第七条の六第三項の規定による申出の受理及び買取りをすること。

二 法第七条の六第四項の規定による通知をすること。  
 ホ 法第七条の六第五項の規定による通知を受理すること。  
 ヘ 法第七条の七第一項の規定による賃貸又は譲渡をすること。  
 ト 法第七条の七第二項の規定による条件の付加をすること。  
 チ 法第七条の七第三項の規定による解除をすること。  
 リ 法第七条の七第四項の規定による管理をすること。  
 又 法第六十条第一項（同条第二項において準用する場合を含む。）の許可をすること。  
 ル 法第六十一条第一項の許可をすること。

三十の四 都市再開発法（以下この号において「法」という。）に基づく事務のうち次に掲げるもの

イ 法第六十条第一項（同条第二項において準用する場合を含む。）の許可をすること。  
 ロ 法第六十一条第一項の許可をすること。

柳井市

別表第三十二号中「山口市」の下に「萩市」を加え、同表第三十二号の二中「萩市、」を削り、同表第三十三号の二中「及び山口市」を「、山口市及び萩市」に改め、同表第三十三号の四中「萩市」を「柳井市」に改め、同表第三十四号の四中「及び岩国市」を「、岩国市及び長門市」に改め、同表第三十五号二中「八」を「二」に改め、同号中二をホとし、八の次に次のように加える。

二 旅券法に基づく事務に係る書類のうち規則で定めるもの

萩市及び防府市

附則

（施行期日）

1 この条例は、平成二十一年四月一日から施行する。ただし、別表第一号の六の次に次のように加える改正規定及び同表第三十五号の改正規定は、同年十月一日から施行する。





2 知事は、特に必要があると認めるときは、前項の使用日又は使用時間を変更することができる。

第五条 削除

第六条に次の一号を加える。

三 防災広場

第十条第一項第二号を次のように改める。

二 第四条第二項の規定により、同条第一項の使用日又は使用時間を変更すること。

第十条第一項中第三号を削り、第四号を第三号とし、第五号を第四号とし、第六号を第五号とし、同条第二項を次のように改める。

2 指定管理者は、前項第二号の規定により第四条第一項の使用日又は使用時間を変更する場合には、知事の承認を得なければならない。

第十条中第三項を削り、第四項を第三項とする。

別表第二に次のように加える。

二照	明	設	備	一時間につき	実費を勘案して指定管理者が定める額
----	---	---	---	--------	-------------------

附則

この条例は、平成二十一年八月一日から施行する。

知事等の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十一年三月十七日

山口県知事 二井 関 成

山口県条例第七号

知事等の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例

知事等の給与の特例に関する条例（平成十四年山口県条例第二号）の一部を次のように改正する。

第一条中「平成十四年四月一日」を「平成二十一年四月一日」に、「平成二十一年三月三十一日」を「平成二十四年三月三十一日」に、「百分の五」を「知事にあつては百分の二十を、副知事、山口県公営企業管理者及び常勤の監査委員にあつては百分の十」に改める。

第二条中「百分の五」を「百分の十」に改める。

第三条第一項中「一般職の職員の給与に関する条例（昭和二十六年山口県条例第二号。以下「職員給与条例」という。）第八条の第二項」を「職員給与条例第八条の第二項又は学校職員給与条例第十条の第二項」に改め、「職員給与条例第十六条の五第二項に規定する」を削り、「特別管理職員」の下に「並びに職務の複雑、困難及び責任の度等を考慮して規則で定める職員」を、「第八条の第二項」の下に「又は学校職員給与条例第十条の第二項」を加え、「同項」を「これら」に改め、同条第二項中「（昭和四十一年山口県条例第五十二号）」を削り、同条を第四条とする。

第二条の次に次の一条を加える。

（職員及び企業職員の給料の特例）

第三条 一般職の職員の給与に関する条例（昭和二十六年山口県条例第二号。以下「職員給与条例」という。）、「一般職に属する学校職員の給与に関する条例（昭和二十七年山口県条例第六号。以下「学校職員給与条例」という。）、「一般職の任期付研究員の採用等に関する条例（平成十四年山口県条例第四十九号。以下「任期付職員給与条例」という。）又は一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成十四年山口県条例第五十号。以下「任期付職員給与条例」という。）の適用を受ける職員（職員給与条例第四条第一項第五号イに規定する医療職給料表（一）の適用を受ける職員のうち山口県立総合医療センター若しくは山口県立こころの医療センターに勤務する者又はこれに準ずる者として規則で定める者を除く。以下この条において「職員」という。）の給料月額（一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（平成十七年山口県条例第四百号。以下「職員給与改正条例」という。）附則第十六項から第十八項までの規定による給料を支給される職員又は一般職に属する学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（平成十七年山口県条例第百五号。以下「学校職員給与改正条例」という。）附則第十項から第十六項までの規定による給料を支給される職員にあつては、給料月額とこれらの規定による給料の額との合計額。以下同じ。）は、特例期間においては、職員給与条例第四条から第五条の二まで、職員給与改正条例附則第十六項から第十八項まで、学校職員給与条例第五条から第七条の二まで、学校職員給与改正条例附則第十四項から第十六項まで、任期付職員給与条例第五条及び任期付職員給与条例第七条の規定にかかわらず、これらの規定により定められた給料月額から、その額に、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める割合を乗じて得た額（その額に一円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）を減じて得た額とする。ただし、給料の調整額、義務教育諸学校等の教育職員の給与と特別措置条例（昭和四十六年山口県条例第三十一号）第三条第一項の教職調整額及び手当の額の算出の基礎となる給料月額、職員給与条例第四条から第五条の二まで、職員給与改正条例附則第十六項から第十八項まで、学校職員給与条例第五条から第七

条の二まで、学校職員給与改正条例附則第十四項から第十六項まで、任期付研究員条例第五条又は任期付職員条例第七条の規定により定められる額とする。

一 職員給与条例第八条の二第二項又は学校職員給与条例第十条の二第二項の規定により管理職手当を支給される職員（職員給与条例第十六条の五第二項に規定する特別管理職員（以下「特別管理職員」という。）及びこれに相当する職員として規則で定める職員に限る。）百分の六

二 職員給与条例第八条の二第二項又は学校職員給与条例第十条の二第二項の規定により管理職手当を支給される職員（前号に掲げる職員並びに職務の級が職員給与条例第四条第一項第一号に規定する行政職給料表の五級以下の職員及びこれに相当する職員として規則で定める職員を除く。）百分の五

三 職員給与条例第十六条の五第五項又は学校職員給与条例第十八条第五項の規定により期末手当の加算を受ける職員以外の職員 百分の二  
四 前三号に掲げる職員以外の職員 百分の三

2 企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（昭和四十一年山口県条例第五十二号）の適用を受ける企業職員については、特例期間においては、前項の規定の適用を受ける職員との権衡を考慮して給料を支給するものとする。

#### 附則

この条例は、平成二十一年四月一日から施行する。ただし、第一条の改正規定（「平成二十一年三月三十一日」を「平成二十四年三月三十一日」に改める部分に限る。）は、公布の日から施行する。

一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十一年三月十七日

#### 山口県条例第八号

一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

一般職の職員の給与に関する条例（昭和二十六年山口県条例第二号）の一部を次のように改正する。

第五条の二中「第二条第二項」を「第二条第三項」に改める。

山口県知事 二 井 関 成

第十条の五第一項第一号中「三十万六千九百円」を「四十一万九百円」に改める。

第十二条第三項中「公庫の予算及び決算に関する法律（昭和二十六年法律第九十九号）第一条に規定する公庫」を「沖縄振興開発金融公庫」に改める。

附則第二項を削り、附則第三項を附則第二項とする。

別表第一から別表第五までを次のように改める。

別表第一 行政職給料表（第四条関係）

職員の 区分	職務 の級	給料月額								
		1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級
	1	136,300	186,800	224,100	263,700	291,200	322,800	369,200	417,000	471,200
	2	137,400	188,600	226,000	265,800	293,600	325,100	371,800	419,500	474,300
	3	138,600	190,400	227,900	267,900	295,900	327,400	374,400	422,100	477,500
	4	139,700	192,200	229,700	270,000	298,200	329,800	377,000	424,600	480,600
	5	140,800	193,800	231,400	272,100	300,300	332,100	379,600	426,900	483,700
	6	141,900	195,600	233,300	274,300	302,600	334,300	382,200	429,300	486,800
	7	143,000	197,400	235,200	276,400	304,900	336,500	384,900	431,700	489,900
	8	144,100	199,200	237,000	278,500	307,200	338,700	387,500	434,100	493,000
	9	145,200	201,100	239,000	280,600	309,400	341,000	390,100	436,400	496,100
	10	146,700	202,900	240,900	282,700	311,800	343,200	392,800	438,800	499,200
	11	148,000	204,700	242,800	284,800	314,100	345,400	395,500	441,100	502,300
	12	149,300	206,500	244,700	286,900	316,400	347,700	398,200	443,400	505,400
	13	150,600	208,100	246,600	289,000	318,600	349,700	400,800	445,600	508,400
	14	152,100	210,000	248,500	291,100	320,800	351,800	403,300	447,600	510,800
	15	153,600	211,900	250,300	293,300	323,000	353,900	405,700	449,600	513,300
	16	155,200	213,800	252,100	295,400	325,200	356,000	408,100	451,600	515,700
	17	156,500	215,700	253,900	297,500	327,400	358,200	410,400	453,600	518,200
	18	158,000	217,600	256,000	299,600	329,600	360,200	412,500	455,400	519,700
	19	159,500	219,600	258,000	301,700	331,700	362,200	414,600	457,300	521,200
	20	161,000	221,500	260,000	303,800	333,800	364,200	416,700	459,100	522,700
	21	162,400	223,200	261,900	305,900	335,900	366,400	418,800	460,900	524,000
	22	165,200	225,100	263,800	308,000	338,000	368,400	420,900	462,400	525,500
	23	167,800	227,000	265,700	310,100	340,100	370,400	422,900	463,900	527,000
	24	170,400	228,900	267,600	312,300	342,200	372,400	424,900	465,400	528,500
	25	173,100	230,700	269,600	314,300	344,100	374,500	427,000	466,900	529,800
	26	174,800	232,500	271,500	316,400	346,100	376,500	428,600	468,300	531,100
	27	176,500	234,300	273,400	318,500	348,200	378,500	430,200	469,700	532,300
	28	178,200	236,100	275,400	320,600	350,200	380,500	431,800	471,100	533,500
	29	179,700	237,800	277,300	322,600	352,100	382,500	433,500	472,300	534,700



30	181,500	239,300	279,200	324,700	354,000	384,500	434,800	473,100	535,600
31	183,400	240,800	281,100	326,800	355,900	386,400	436,100	473,900	536,500
32	185,200	242,300	283,000	328,900	357,800	388,300	437,400	474,700	537,400
33	186,800	243,800	284,700	330,900	359,700	390,100	438,800	475,600	538,300
34	188,300	245,300	286,600	333,000	361,500	391,800	440,100	476,400	539,200
35	189,800	246,800	288,500	335,100	363,300	393,500	441,400	477,200	540,100
36	191,300	248,400	290,400	337,200	365,100	395,200	442,700	478,000	541,000
37	192,600	249,700	292,100	339,100	367,100	396,900	444,000	478,800	541,900
38	193,900	251,300	294,000	341,100	368,600	398,100	444,900	479,600	542,800
39	195,200	252,900	295,800	343,100	370,100	399,300	445,800	480,400	543,700
40	196,500	254,500	297,600	345,100	371,600	400,500	446,700	481,200	544,600
41	197,900	256,000	299,500	347,000	373,100	401,700	447,500	482,000	545,500
42	199,200	257,400	301,200	349,000	374,300	403,000	448,300	482,800	
43	200,500	258,800	302,900	350,900	375,500	404,200	449,100	483,600	
44	201,900	260,200	304,600	352,800	376,700	405,400	449,900	484,400	
45	203,100	261,500	306,300	354,700	377,700	406,400	450,700	485,200	
46	204,400	262,900	308,000	356,300	378,600	407,100	451,500		
47	205,700	264,300	309,700	357,900	379,500	407,800	452,300		
48	207,000	265,700	311,500	359,500	380,400	408,500	453,100		
49	208,200	267,000	313,000	361,200	381,400	409,300	453,700		
50	209,300	268,300	314,600	362,400	382,200	410,000	454,500		
51	210,400	269,600	316,200	363,600	383,000	410,700	455,300		
52	211,500	270,900	317,800	364,800	383,800	411,400	456,100		
53	212,700	272,000	319,500	365,900	384,800	412,200	456,700		
54	213,700	273,300	321,100	367,000	385,500	412,900	457,600		
55	214,700	274,700	322,700	368,100	386,200	413,600	458,400		
56	215,700	276,000	324,300	369,200	386,900	414,300	459,200		
57	216,700	277,200	325,800	370,100	387,600	415,000	459,800		
58	217,700	278,300	327,000	370,800	388,300	415,700	460,600		
59	218,700	279,400	328,200	371,500	389,000	416,400	461,400		
60	219,800	280,500	329,500	372,200	389,700	417,100	462,200		
61	220,800	281,700	330,600	372,800	390,200	417,700	462,800		
62	221,800	282,700	331,600	373,500	390,900	418,400			
63	222,800	283,700	332,600	374,200	391,600	419,100			
64	223,800	284,700	333,600	374,900	392,300	419,800			
65	224,600	285,700	334,500	375,400	392,800	420,300			
66	225,600	286,600	335,300	376,100	393,500	421,100			

任用職員以外  
の職員

67	226,600	287,500	336,100	376,800	394,200	421,800
68	227,700	288,400	336,900	377,500	394,900	422,500
69	228,500	289,400	337,800	378,000	395,400	423,000
70	229,300	290,200	338,500	378,700	396,100	423,700
71	230,100	291,000	339,200	379,400	396,800	424,400
72	230,900	291,800	339,900	380,100	397,500	425,100
73	231,700	292,700	340,400	380,600	398,000	425,600
74	232,400	293,200	341,000	381,300	398,700	426,300
75	233,100	293,700	341,600	382,000	399,400	427,000
76	233,800	294,200	342,200	382,700	400,100	427,700
77	234,600	294,600	342,600	383,200	400,600	428,200
78	235,400	295,000	343,100	383,800	401,300	
79	236,200	295,400	343,600	384,500	402,000	
80	237,000	295,800	344,100	385,100	402,800	
81	237,800	296,100	344,600	385,800	403,300	
82	238,500	296,500	345,100	386,400	404,000	
83	239,200	296,900	345,600	387,000	404,700	
84	239,900	297,300	346,100	387,600	405,400	
85	240,700	297,600	346,600	388,300	405,900	
86	241,400	298,000	347,100	388,900		
87	242,100	298,400	347,700	389,500		
88	242,800	298,800	348,200	390,100		
89	243,600	299,100	348,600	390,800		
90	244,100	299,500	349,100	391,400		
91	244,600	299,900	349,600	392,000		
92	245,100	300,300	350,100	392,600		
93	245,400	300,500	350,400	393,300		
94		300,900	350,900			
95		301,300	351,400			
96		301,700	351,900			
97		301,900	352,200			
98		302,300	352,700			
99		302,700	353,200			
100		303,100	353,700			
101		303,300	354,000			
102		303,700	354,400			
103		304,100	354,800			

	104		304,500	355,200						
	105		304,700	355,700						
	106		305,100	356,100						
	107		305,500	356,500						
	108		305,900	356,900						
	109		306,100	357,400						
	110		306,500	357,800						
	111		306,900	358,200						
	112		307,300	358,600						
	113		307,500	359,100						
	114		307,900							
	115		308,300							
	116		308,700							
	117		308,900							
	118		309,200							
	119		309,500							
	120		309,800							
	121		310,200							
	122		310,500							
	123		310,900							
	124		311,200							
	125		311,600							
再任用職員		187,800	215,700	260,400	280,900	296,600	322,800	366,600	401,100	454,000

備考 この表は、他の給料表の適用を受けないすべての職員に適用する。ただし、講習所等で人事委員会の指定するものに勤務し、教育業務に従事する職員で人事委員会の定めるものについては、一般職に属する学校職員の給与に関する条例別表第三「教育職給料表」を準用することができる。

別表第二 公安職給料表(第四条関係)

職員の 区分	職務 の級	給料月額							
		1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級
1	158,900	174,500	201,300	241,400	293,700	321,800	351,600	388,400	432,100
2	160,600	176,300	203,300	243,200	296,000	324,100	353,900	390,600	434,000
3	162,300	178,100	205,300	245,000	298,300	326,400	356,200	392,800	435,900
4	164,000	179,900	207,300	246,800	300,600	328,700	358,500	395,000	437,800
5	165,600	181,800	209,300	248,700	302,700	331,200	360,600	397,200	439,700
6	167,500	184,200	211,300	250,600	305,000	333,500	362,800	399,300	441,600
7	169,300	186,500	213,300	252,500	307,300	335,800	365,000	401,400	443,500
8	171,200	188,800	215,300	254,400	309,600	338,100	367,300	403,600	445,400
9	172,900	191,000	217,400	256,200	311,800	340,200	369,500	405,500	447,100
10	174,600	193,600	219,200	258,100	314,100	342,500	371,700	407,600	448,900
11	176,300	196,100	221,100	260,000	316,400	344,800	373,900	409,700	450,700
12	178,000	198,600	222,900	261,800	318,700	347,100	376,100	411,800	452,500
13	179,900	201,100	224,800	263,500	320,800	349,300	378,300	413,700	454,100
14	182,000	202,900	226,700	265,100	323,100	351,500	380,500	415,800	455,900
15	184,200	204,700	228,600	266,700	325,400	353,700	382,700	417,900	457,800
16	186,300	206,500	230,500	268,200	327,700	355,900	385,000	420,000	459,600
17	188,500	208,400	232,200	269,700	329,900	358,200	387,100	422,200	461,200
18	190,900	210,300	234,000	271,600	332,200	360,300	389,200	424,100	463,000
19	193,300	212,200	235,800	273,500	334,500	362,400	391,300	426,000	464,800
20	195,700	214,100	237,700	275,500	336,800	364,500	393,400	427,900	466,600
21	198,200	215,800	239,500	277,200	338,900	366,800	395,300	429,700	468,200
22	200,000	217,600	241,000	279,100	341,000	368,900	397,400	431,400	470,000
23	201,900	219,500	242,500	281,000	343,100	371,000	399,500	433,100	471,800
24	203,700	221,300	244,000	282,900	345,200	373,100	401,600	434,800	473,600
25	205,600	223,000	245,500	284,600	347,500	375,300	403,600	436,400	475,200
26	207,400	224,700	247,100	286,800	349,600	377,400	405,700	438,000	476,800
27	209,200	226,400	248,700	289,000	351,700	379,500	407,800	439,700	478,300
28	211,000	228,100	250,300	291,200	353,800	381,600	409,900	441,300	479,800
29	212,900	229,700	251,700	293,600	356,000	383,700	411,800	442,700	481,200

30	214,700	231,500	253,100	295,600	358,100	385,900	413,700	444,400	482,000
31	216,500	233,300	254,600	297,600	360,200	388,000	415,600	446,100	482,800
32	218,300	235,100	256,200	299,600	362,300	390,100	417,500	447,800	483,600
33	220,100	236,700	257,600	301,500	364,300	392,000	419,500	449,300	484,200
34	221,800	238,400	259,100	303,400	366,500	394,100	421,300	451,000	485,000
35	223,500	240,000	260,600	305,300	368,600	396,200	423,000	452,700	485,800
36	225,200	241,600	262,100	307,200	370,700	398,300	424,700	454,400	486,600
37	226,800	243,100	263,500	309,200	372,700	400,200	426,300	455,900	487,200
38	228,600	244,600	265,000	311,200	374,800	401,800	427,800	456,700	488,000
39	230,400	246,100	266,500	313,100	376,900	403,500	429,300	457,600	488,800
40	232,200	247,600	268,000	315,000	379,000	405,100	430,800	458,400	489,600
41	233,800	249,100	269,400	316,900	381,000	406,600	432,400	459,000	490,200
42	235,300	250,500	271,100	318,800	383,100	407,800	433,700	459,700	491,000
43	236,800	252,000	272,800	320,700	385,300	409,000	435,000	460,400	491,800
44	238,400	253,500	274,500	322,600	387,400	410,200	436,300	461,100	492,600
45	239,900	254,900	276,000	324,500	389,300	411,500	437,600	461,900	493,200
46	241,200	256,500	277,700	326,400	391,100	412,700	438,400	462,600	
47	242,500	258,000	279,400	328,300	392,900	413,900	439,300	463,300	
48	243,800	259,500	281,100	330,300	394,700	415,100	440,100	464,000	
49	244,900	260,900	282,900	332,100	396,500	416,400	440,800	464,700	
50	246,300	262,400	284,600	333,800	397,700	417,200	441,600	465,400	
51	247,800	263,900	286,300	335,500	398,900	418,000	442,400	466,100	
52	249,300	265,400	288,000	337,200	394,700	418,800	443,200	466,800	
53	250,700	266,700	289,700	338,900	401,400	419,500	443,800	467,500	
54	252,200	268,400	291,500	340,700	402,700	420,200	444,500	468,200	
55	253,700	270,100	293,400	342,500	403,900	421,000	445,200	468,900	
56	255,200	271,700	295,200	344,300	405,100	421,700	445,900	469,600	
57	256,700	273,100	296,800	345,900	406,400	422,500	446,600	470,300	
58	258,000	274,900	298,600	347,700	407,200	423,100	447,300	471,000	
59	259,300	276,600	300,400	349,400	408,000	423,700	448,000	471,700	
60	260,600	278,300	302,200	351,100	408,800	424,300	448,700	472,400	
61	261,900	279,900	303,800	352,800	409,500	424,900	449,400	473,100	
62	263,300	281,500	305,600	354,500	410,200	425,500	450,000		
63	264,700	283,100	307,400	356,200	410,900	426,100	450,600		
64	266,100	284,700	309,200	357,900	411,600	426,700	451,200		
65	267,500	286,300	310,900	359,600	412,100	427,300	451,900		
66	268,900	287,800	312,600	361,200	412,800	427,900	452,500		

67	270,300	289,300	314,300	362,800	413,500	428,500	453,100
68	271,700	290,800	316,000	364,400	414,200	429,100	453,700
69	272,900	292,400	317,600	366,000	414,700	429,700	454,400
70	274,400	294,100	319,100	367,500	415,300	430,300	455,000
71	275,800	295,700	320,600	369,000	415,900	430,900	455,600
72	277,200	297,300	322,100	370,500	416,500	431,500	456,200
73	278,700	298,700	323,400	372,000	417,100	432,100	456,900
74	280,100	300,200	325,100	373,500	417,700	432,700	457,600
75	281,500	301,700	326,800	375,000	418,300	433,300	458,200
76	282,900	303,200	328,500	376,500	418,900	433,900	458,800
77	284,100	304,500	330,400	377,900	419,500	434,500	459,500
78	285,300	306,000	332,100	379,100	420,100	435,100	
79	286,500	307,500	333,800	380,300	420,800	435,700	
80	287,700	309,000	335,500	381,500	421,400	436,300	
81	289,000	310,500	337,200	382,800	422,000	436,900	
82	290,300	312,000	338,900	384,100	422,600	437,500	
83	291,600	313,400	340,600	385,300	423,200	438,100	
84	293,000	314,800	342,300	386,500	423,800	438,800	
85	294,400	316,200	344,000	387,800	424,400	439,400	
86	295,600	317,700	345,600	388,400	425,000		
87	296,800	319,200	347,200	389,000	425,600		
88	298,000	320,700	348,900	389,600	426,200		
89	299,200	322,200	350,400	390,300	426,800		
90	300,400	323,700	351,900	390,900	427,400		
91	301,600	325,200	353,400	391,500	428,000		
92	302,800	326,700	354,900	392,100	428,600		
93	303,800	328,000	356,400	392,600	429,200		
94	305,100	329,500	357,900	393,200			
95	306,400	330,900	359,400	393,800			
96	307,700	332,300	360,900	394,400			
97	308,800	333,800	362,300	394,900			
98	310,000	335,200	363,500	395,500			
99	311,300	336,600	364,700	396,100			
100	312,500	338,000	366,000	396,700			
101	313,700	339,500	367,300	397,200			
102	314,800	340,800	368,500	397,800			
103	315,900	342,100	369,700	398,400			

再任職以上の  
再任用外職員



104	317,000	343,400	370,900	399,000
105	318,000	344,600	372,200	399,500
106	318,700	345,700	372,800	400,000
107	319,400	346,800	373,400	400,500
108	320,100	348,000	374,000	401,000
109	320,800	349,200	374,700	401,400
110	321,500	350,200	375,300	401,900
111	322,200	351,200	375,900	402,500
112	322,900	352,200	376,500	403,000
113	323,700	353,300	377,000	403,400
114	324,500	354,300	377,600	403,900
115	325,300	355,300	378,200	404,400
116	326,100	356,300	378,800	404,900
117	326,700	357,400	379,300	405,300
118	327,500	358,000	379,900	405,800
119	328,300	358,600	380,500	406,300
120	329,200	359,200	381,100	406,800
121	329,900	359,700	381,500	407,200
122	330,400	360,200	382,100	407,700
123	330,900	360,700	382,700	408,200
124	331,400	361,200	383,300	408,700
125	331,700	361,700	383,800	409,100
126		362,200	384,400	
127		362,700	384,900	
128		363,200	385,400	
129		363,700	385,700	
130		364,200	386,200	
131		364,700	386,700	
132		365,200	387,200	
133		365,800	387,500	
134		366,300	388,000	
135		366,800	388,500	
136		367,300	389,000	
137		367,600	389,300	
138		368,100	389,800	
139		368,600	390,300	
140		369,100	390,800	

	141		369,400	391,100						
	142		369,900							
	143		370,400							
	144		370,900							
	145		371,200							
再任 用職 員		241,900	253,800	258,200	294,700	312,200	326,900	351,600	388,400	421,500

備考 この表は、警察官に適用する。

別表第三 海事職給料表(第四条関係)

職員の 区分	職務 の級	給料月額					
		1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級
	給	円	円	円	円	円	円
1	1	163,700	217,300	261,700	315,300	358,200	421,900
2	2	166,100	219,500	263,500	317,800	360,700	424,500
3	3	168,400	221,600	265,300	320,300	363,200	427,100
4	4	170,700	223,700	267,100	322,800	365,800	429,700
5	5	173,100	225,700	268,700	325,300	368,300	432,200
6	6	175,600	227,800	270,700	327,800	371,500	434,700
7	7	178,000	229,900	272,700	330,400	374,700	437,200
8	8	180,500	232,000	274,800	332,900	377,900	439,800
9	9	182,700	234,200	276,900	335,400	380,900	442,200
10	10	185,200	236,100	279,700	337,900	384,100	444,600
11	11	187,600	238,100	282,500	340,400	387,200	447,000
12	12	190,100	240,000	285,200	342,900	390,300	449,400
13	13	192,600	241,900	288,000	345,400	393,300	451,700
14	14	195,200	243,800	290,800	348,000	396,100	454,100
15	15	197,900	245,700	293,700	350,500	398,900	456,500
16	16	200,500	247,600	296,400	353,000	401,700	459,000
17	17	203,000	249,500	299,000	355,500	404,700	461,300
18	18	205,700	251,400	301,600	358,000	406,800	463,600
19	19	208,400	253,300	304,200	360,500	408,900	465,900
20	20	211,100	255,200	306,800	363,000	411,000	468,200
21	21	213,700	257,000	309,300	365,500	412,900	470,600
22	22	215,300	258,700	311,100	368,000	414,900	472,400
23	23	216,900	260,400	312,800	370,400	416,900	474,200
24	24	218,500	262,100	314,500	372,800	418,900	476,100
25	25	220,100	263,900	316,100	375,300	420,800	478,000
26	26	221,600	265,700	318,000	377,700	422,600	479,400
27	27	223,100	267,500	319,900	380,100	424,400	480,800
28	28	224,600	269,300	321,800	382,500	426,200	482,200
29	29	226,200	271,000	323,500	384,800	427,800	483,700

30	227,300	272,700	325,300	387,000	429,500	484,900
31	228,400	274,500	327,100	389,200	431,200	486,100
32	229,500	276,200	328,900	391,400	432,900	487,300
33	230,700	277,800	330,600	393,500	434,500	488,300
34	231,600	279,500	332,200	395,300	435,800	489,400
35	232,500	281,200	333,800	397,100	437,100	490,500
36	233,400	282,900	335,400	398,900	438,400	491,600
37	234,300	284,400	337,100	400,800	439,900	492,600
38	235,200	285,800	338,700	402,400	440,900	493,500
39	236,100	287,200	340,300	403,900	441,900	494,500
40	237,000	288,600	341,900	405,400	442,900	495,400
41	238,100	290,000	343,400	406,700	443,800	496,300
42	239,000	291,300	344,900	408,100	444,600	497,000
43	239,900	292,600	346,400	409,500	445,400	497,700
44	240,800	293,800	348,000	410,900	446,200	498,400
45	241,700	295,100	349,600	412,400	446,900	499,000
46	242,600	296,500	351,000	413,800	447,600	499,700
47	243,500	297,900	352,400	415,200	448,300	500,400
48	244,400	299,300	353,800	416,600	449,000	501,100
49	245,000	300,800	355,100	418,000	449,700	501,700
50	245,700	301,900	356,600	418,900	450,400	502,400
51	246,400	303,000	358,100	419,800	451,100	503,100
52	247,100	304,100	359,600	420,800	451,800	503,800
53	247,700	305,300	361,000	421,500	452,500	504,400
54	248,400	306,400	362,400	422,100	453,200	505,100
55	249,100	307,500	363,800	422,700	453,900	505,800
56	249,800	308,600	365,200	423,300	454,600	506,500
57	250,500	309,800	366,500	423,900	455,300	507,100
58	251,200	311,000	367,800	424,500	456,000	
59	251,900	312,100	369,100	425,100	456,700	
60	252,600	313,200	370,400	425,700	457,500	
61	253,300	314,100	371,600	426,300	458,100	
62	254,000	314,900	372,200	426,900	458,800	
63	254,600	315,700	372,800	427,500	459,500	
64	255,200	316,500	373,400	428,100	460,200	
65	255,700	317,100	373,800	428,700	460,700	
66	256,300	317,800	374,300	429,300	461,400	

再任用職員以外の職員

67	256,800	318,500	374,800	429,900	462,100
68	257,300	319,200	375,300	430,500	462,800
69	257,600	320,000	375,900	431,200	463,300
70			376,400	431,800	464,000
71			376,900	432,400	464,700
72			377,400	433,000	465,400
73			378,000	433,700	465,900
74			378,500	434,300	
75			379,000	434,900	
76			379,500	435,500	
77			380,100	436,200	
78			380,600	436,900	
79			381,100	437,600	
80			381,600	438,300	
81			382,200	438,900	
82			382,700	439,600	
83			383,200	440,300	
84			383,700	441,000	
85			384,400	441,500	
86			384,900	442,200	
87			385,400	442,900	
88			385,900	443,600	
89			386,500	444,100	
90			387,000		
91			387,500		
92			388,000		
93			388,600		
94			389,100		
95			389,600		
96			390,100		
97			390,700		
98			391,200		
99			391,700		
100			392,200		
101			392,800		

再任 用員	220,800	251,100	285,700	328,100	358,200	406,700
----------	---------	---------	---------	---------	---------	---------

備考 この表は、人事委員会の指定する船舶に乗り組む船長、航海士、機関長、機関士  
その他の職員で人事委員会の定めるものに適用する。

別表第四 研究職給料表(第四条関係)

職員の 区分	職務 の級 号 給	給料月額				
		1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
	1	136,400 円	186,100 円	276,800 円	334,700 円	395,400 円
	2	137,500	188,500	279,600	336,900	398,300
	3	138,700	190,900	282,400	339,100	401,200
	4	139,800	193,300	285,200	341,300	404,200
	5	140,900	195,800	287,800	343,300	406,900
	6	142,200	198,100	290,600	345,400	409,800
	7	143,500	200,400	293,500	347,600	412,700
	8	144,800	202,800	296,300	349,700	415,600
	9	145,900	204,900	298,900	351,800	418,300
	10	147,700	207,200	301,700	353,900	421,200
	11	149,300	209,500	304,500	356,000	424,000
	12	150,900	211,800	307,300	358,100	426,800
	13	152,400	214,000	309,900	360,200	429,700
	14	154,300	216,400	312,800	362,200	432,500
	15	156,200	218,800	315,600	364,200	435,300
	16	158,200	221,300	318,400	366,300	438,100
	17	160,000	223,600	321,000	368,200	441,100
	18	162,100	226,500	323,300	370,200	443,900
	19	164,300	229,400	325,600	372,200	446,700
	20	166,500	232,300	327,900	374,200	449,500
	21	168,700	235,000	330,400	376,100	452,400
	22	171,100	237,900	332,500	378,100	455,100
	23	173,400	240,700	334,600	380,100	457,900
	24	175,700	243,500	336,700	382,100	460,600
	25	177,800	246,400	338,900	384,100	463,400
	26	179,900	249,100	340,800	386,100	466,000
	27	182,000	251,800	342,700	388,100	468,600
	28	184,200	254,500	344,600	390,100	471,200
	29	186,200	257,400	346,600	392,000	473,800



30	188,000	259,800	348,400	394,000	476,500
31	189,800	262,200	350,100	396,000	479,100
32	191,600	264,600	351,800	398,000	481,700
33	193,400	266,800	353,300	399,800	484,100
34	195,300	269,300	354,800	401,600	486,600
35	197,200	271,800	356,300	403,500	489,100
36	199,100	274,400	357,800	405,300	491,600
37	200,800	276,700	359,200	407,000	494,300
38	202,800	278,600	360,600	408,600	496,800
39	204,700	280,500	362,000	410,200	499,300
40	206,600	282,400	363,400	411,800	501,800
41	208,600	284,100	364,600	413,400	504,400
42	210,500	285,400	366,000	415,000	506,700
43	212,400	286,700	367,300	416,600	509,000
44	214,300	288,000	368,600	418,200	511,300
45	216,200	289,000	369,900	419,800	513,500
46	218,200	290,300	371,200	421,500	515,100
47	220,300	291,600	372,500	423,100	516,700
48	222,300	293,000	373,800	424,700	518,300
49	224,100	294,400	374,900	426,100	520,000
50	226,100	295,700	376,200	427,600	521,500
51	228,100	297,000	377,500	429,100	523,000
52	230,100	298,300	378,800	430,600	524,500
53	231,900	299,500	379,900	432,100	525,800
54	233,900	300,800	381,000	433,500	527,000
55	235,900	302,100	382,100	434,900	528,200
56	238,000	303,400	383,200	436,300	529,400
57	239,900	304,500	384,200	437,500	530,700
58	241,400	305,700	385,100	439,000	531,700
59	242,900	306,900	386,000	440,400	532,700
60	244,400	308,100	386,900	441,800	533,700
61	245,800	309,200	387,600	443,000	534,800
62	247,200	310,300	388,500	444,000	535,700
63	248,600	311,500	389,400	445,000	536,600
64	250,000	312,600	390,300	446,000	537,500
65	251,500	313,800	391,000	446,900	538,500
66	252,900	314,900	391,800	447,800	539,400

再任職員  
以外  
の職員

67	254,300	316,000	392,600	448,700	540,300
68	255,700	317,100	393,400	449,600	541,200
69	257,100	318,300	394,200	450,300	542,200
70	258,600	319,400	394,900	451,200	543,100
71	260,100	320,500	395,600	452,100	544,000
72	261,600	321,600	396,300	453,000	544,900
73	263,000	322,700	397,100	453,700	545,900
74	264,400	323,800	397,800		
75	265,800	324,900	398,500		
76	267,200	326,000	399,200		
77	268,400	327,100	400,000		
78	269,700	328,100	400,700		
79	271,000	329,200	401,400		
80	272,300	330,200	402,200		
81	273,700	331,300	402,900		
82	275,100	332,100	403,600		
83	276,400	332,900	404,300		
84	277,700	333,700	405,000		
85	278,900	334,600	405,600		
86	280,200	335,200	406,300		
87	281,500	335,800	407,000		
88	282,800	336,400	407,700		
89	283,900	336,800	408,300		
90	285,100	337,400			
91	286,300	338,000			
92	287,500	338,600			
93	288,600	339,000			
94	289,600	339,500			
95	290,600	340,000			
96	291,600	340,500			
97	292,400	341,100			
98	293,400	341,600			
99	294,300	342,100			
100	295,200	342,600			
101	296,100	343,200			
102	296,800	343,700			
103	297,500	344,200			

104	298,200	344,700			
105	299,000	345,300			
106	299,500	345,800			
107	300,000	346,300			
108	300,500	346,800			
109	301,000	347,500			
110	301,400	348,000			
111	301,800	348,500			
112	302,200	349,000			
113	302,600	349,600			
114	303,000	350,100			
115	303,400	350,600			
116	303,800	351,100			
117	304,200	351,700			
118	304,600	352,200			
119	305,000	352,700			
120	305,400	353,200			
121	305,700	353,800			
再任用職員	218,000	264,000	290,300	334,700	395,400

備考 この表は、試験場等で人事委員会の指定するものに勤務し、試験研究又は調査研究の業務に従事する職員で人事委員会の定めるものに適用する。

## 別表第五 医療職給料表(第四条関係)

## イ 医療職給料表(一)

職員の 区分	職務 の級	給料月額			
		1 級	2 級	3 級	4 級
1	給	239,000	325,100	392,700	469,600
2	給	241,500	328,200	395,600	471,900
3	給	244,000	331,400	398,500	474,200
4	給	246,500	334,500	401,400	476,600
5	給	248,900	337,400	404,200	478,900
6	給	252,700	340,700	407,000	481,100
7	給	256,600	344,000	409,800	483,300
8	給	260,400	347,400	412,600	485,500
9	給	264,000	350,500	415,200	487,800
10	給	268,000	353,700	417,900	489,900
11	給	272,000	356,900	420,700	492,000
12	給	276,100	360,100	423,400	494,200
13	給	280,000	363,200	425,900	496,300
14	給	284,000	367,000	428,400	498,400
15	給	288,000	370,700	430,900	500,500
16	給	292,000	374,400	433,400	502,600
17	給	295,900	378,000	435,700	504,700
18	給	299,500	380,800	438,100	506,700
19	給	303,100	383,600	440,600	508,700
20	給	306,700	386,500	443,000	510,700
21	給	310,400	389,400	445,300	512,600
22	給	314,300	392,000	447,700	514,500
23	給	318,000	394,600	450,100	516,400
24	給	321,700	397,200	452,500	518,300
25	給	325,300	399,600	454,800	520,000
26	給	328,200	401,900	457,200	521,800
27	給	331,100	404,300	459,500	523,600

28	333,900	406,600	461,800	525,400
29	336,800	409,000	464,000	527,300
30	339,200	411,100	466,300	529,100
31	341,600	413,200	468,600	531,000
32	344,000	415,300	470,900	532,800
33	346,400	417,500	473,000	534,600
34	349,000	419,500	475,100	536,400
35	351,500	421,600	477,300	538,200
36	354,000	423,600	479,400	540,000
37	356,400	425,700	481,500	541,700
38	358,800	427,700	483,300	543,300
39	361,200	429,700	485,100	544,900
40	363,600	431,700	486,900	546,500
41	366,000	433,800	488,600	548,100
42	367,500	435,600	490,400	549,600
43	369,000	437,400	492,200	551,000
44	370,500	439,300	494,100	552,400
45	372,100	441,200	495,700	553,600
46	373,600	443,000	497,500	554,600
47	375,100	444,800	499,300	555,600
48	376,600	446,600	501,100	556,600
49	377,900	448,500	502,700	557,700
50	378,900	450,300	504,000	558,600
51	379,900	452,100	505,300	559,500
52	380,900	453,900	506,600	560,400
53	382,000	455,800	507,900	561,300
54	382,900	457,100	509,200	562,200
55	383,800	458,300	510,500	563,100
56	384,800	459,500	511,900	564,000
57	385,800	460,700	513,100	564,900
58	386,700	461,700	514,000	565,800
59	387,600	462,700	514,900	566,800
60	388,500	463,700	515,800	567,700
61	389,400	464,600	516,700	568,600
62	389,900	465,300	517,600	569,500
63	390,400	466,000	518,500	570,400
64	390,900	466,700	519,400	571,300

再任職以外の職員



再任 用員	295,400	338,000	392,700	466,200
----------	---------	---------	---------	---------

備考 この表は、病院、保健所等に勤務する医師及び歯科医師で人事委員会の定めるものに適用する。



口 医療職 給料表 (二)

職員の 区分	職務 の級	給料月額						
		1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級
1	給	141,000	179,100	214,700	243,200	281,700	331,000	378,900
2	給	142,400	180,700	216,300	244,800	283,900	333,200	381,600
3	給	143,800	182,300	217,900	246,400	286,100	335,400	384,400
4	給	145,200	184,000	219,600	248,000	288,300	337,600	387,100
5	給	146,500	185,500	221,200	249,600	290,500	339,800	389,700
6	給	148,300	187,100	222,900	251,200	292,800	342,000	392,400
7	給	150,000	188,700	224,600	252,800	295,000	344,200	395,100
8	給	151,700	190,300	226,300	254,400	297,200	346,400	397,800
9	給	153,400	191,900	228,000	256,100	299,300	348,500	400,400
10	給	155,100	193,600	229,800	257,700	301,500	350,700	403,000
11	給	156,800	195,300	231,600	259,200	303,700	352,900	405,500
12	給	158,600	197,000	233,300	260,700	305,900	355,100	408,000
13	給	160,100	198,600	235,100	262,200	308,200	357,100	410,300
14	給	162,000	200,200	236,700	264,100	310,300	359,200	412,500
15	給	164,000	201,900	238,400	266,000	312,500	361,300	414,700
16	給	166,000	203,500	240,000	267,900	314,600	363,400	416,900
17	給	167,900	205,100	241,600	269,600	316,800	365,400	419,000
18	給	169,800	206,800	243,200	271,500	318,900	367,600	421,200
19	給	171,700	208,500	244,800	273,400	321,000	369,700	423,300
20	給	173,600	210,200	246,400	275,400	323,100	371,800	425,400
21	給	175,500	211,700	248,000	277,200	325,300	373,700	427,300
22	給	177,000	213,300	249,600	279,100	327,300	375,800	428,900
23	給	178,500	214,900	251,100	281,000	329,400	377,900	430,500
24	給	180,000	216,500	252,600	282,900	331,400	380,000	432,100
25	給	181,600	218,100	254,100	284,900	333,500	381,900	433,700
26	給	183,200	219,800	255,800	286,800	335,500	383,800	435,000
27	給	184,700	221,400	257,600	288,700	337,500	385,800	436,300
28	給	186,200	223,000	259,300	290,600	339,500	387,700	437,600
29	給	187,800	224,600	261,000	292,700	341,500	389,500	439,100

30	189,100	226,300	262,800	294,600	343,400	391,300	440,400
31	190,400	228,000	264,600	296,500	345,300	393,100	441,700
32	191,700	229,700	266,400	298,400	347,200	394,900	443,000
33	193,100	231,500	268,000	300,200	349,100	396,500	444,400
34	194,500	233,100	269,800	302,000	351,000	397,800	445,700
35	195,900	234,700	271,600	303,800	352,900	399,100	447,000
36	197,300	236,300	273,400	305,600	354,800	400,400	448,300
37	198,500	238,100	275,200	307,300	356,600	401,500	449,700
38	199,800	239,700	276,900	309,000	358,300	402,800	450,500
39	201,200	241,300	278,600	310,800	360,000	404,000	451,300
40	202,500	242,900	280,300	312,500	361,700	405,200	452,100
41	203,700	244,400	282,000	314,300	363,300	406,300	452,700
42	204,900	245,900	283,700	316,000	364,600	407,100	453,500
43	206,100	247,400	285,400	317,700	366,000	407,900	454,300
44	207,300	248,900	287,100	319,400	367,300	408,700	455,100
45	208,600	250,300	288,800	320,900	368,600	409,300	455,700
46	209,700	251,900	290,500	322,500	369,800	410,000	456,500
47	210,800	253,500	292,200	324,100	371,000	410,700	457,400
48	211,900	255,100	294,000	325,700	372,200	411,400	458,200
49	213,000	256,800	295,500	327,200	373,400	412,200	458,800
50	214,000	258,200	297,100	328,500	374,400	412,900	459,600
51	215,000	259,600	298,700	329,900	375,400	413,600	460,400
52	216,000	261,000	300,300	331,200	376,400	414,300	461,200
53	217,000	262,300	301,700	332,300	377,200	415,000	461,800
54	218,000	263,700	303,200	333,400	378,100	415,700	
55	219,000	265,100	304,700	334,500	379,000	416,400	
56	220,100	266,500	306,200	335,600	379,900	417,100	
57	221,100	267,700	307,800	336,500	380,700	417,700	
58	222,000	269,000	309,200	337,500	381,500	418,400	
59	222,900	270,300	310,600	338,500	382,300	419,100	
60	223,800	271,600	312,100	339,500	383,100	419,800	
61	224,800	272,700	313,400	340,300	383,700	420,300	
62	225,800	274,000	314,700	341,000	384,500	421,100	
63	226,800	275,400	316,000	341,700	385,200	421,800	
64	227,900	276,700	317,300	342,400	385,900	422,500	
65	228,600	277,900	318,700	343,100	386,500	423,000	
66	229,500	279,000	319,500	343,800	387,200		

再任用職員以外の職員

67	230,400	280,100	320,300	344,500	387,900
68	231,300	281,200	321,100	345,200	388,600
69	232,000	282,300	322,000	345,900	389,100
70	232,700	283,400	322,800	346,500	389,700
71	233,400	284,500	323,600	347,100	390,300
72	234,100	285,600	324,400	347,800	390,900
73	234,900	286,700	325,200	348,300	391,600
74	235,700	287,500	325,800	348,900	392,200
75	236,500	288,300	326,400	349,500	392,800
76	237,300	289,100	327,000	350,100	393,400
77	238,000	289,900	327,700	350,600	394,100
78	238,600	290,500	328,200	351,100	394,700
79	239,200	291,100	328,700	351,600	395,300
80	239,800	291,700	329,300	352,100	395,900
81	240,300	292,400	329,900	352,500	396,600
82	240,700	293,000	330,400	352,900	397,200
83	241,100	293,500	330,900	353,300	397,800
84	241,500	294,000	331,400	353,700	398,400
85	242,000	294,400	332,000	354,200	399,100
86		294,700	332,400	354,600	
87		295,000	332,800	355,000	
88		295,300	333,200	355,400	
89		295,700	333,700	355,900	
90		296,000	334,100	356,300	
91		296,300	334,500	356,700	
92		296,600	334,900	357,100	
93		297,000	335,400	357,600	
94		297,300	335,800	358,000	
95		297,600	336,200	358,400	
96		297,900	336,600	358,800	
97		298,300	336,800	359,300	
98		298,600	337,200	359,700	
99		298,900	337,600	360,100	
100		299,200	338,000	360,500	
101		299,600	338,200	361,000	
102		299,900	338,600	361,400	
103		300,200	339,000	361,800	

	104		300,500	339,400	362,200			
	105		300,800	339,600	362,700			
	106			340,000				
	107			340,400				
	108			340,800				
	109			341,000				
	110			341,400				
	111			341,800				
	112			342,200				
	113			342,400				
再任職員		188,800	215,900	248,500	262,200	288,800	331,000	375,100

備考 この表は、病院等に勤務する薬剤師、栄養士その他の職員で人事委員会の定めるものに適用する。

## 八 医療職 給料表 (三)

職員の 区分	職務 の級	給料月額						
		1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級
1	154,100	181,400	230,500	256,100	287,600	334,500	382,100	
2	155,500	183,600	232,300	257,300	289,600	336,700	384,900	
3	157,000	185,700	234,100	258,600	291,600	338,900	387,600	
4	158,400	187,800	235,900	259,900	293,700	341,100	390,300	
5	159,800	189,900	237,500	261,200	295,500	343,300	392,900	
6	161,300	192,300	239,100	262,600	297,400	345,500	395,400	
7	162,800	194,600	240,600	264,000	299,300	347,800	397,900	
8	164,300	196,900	242,100	265,400	301,200	350,000	400,400	
9	165,700	199,300	243,500	266,900	303,200	352,000	402,900	
10	167,400	200,700	244,900	268,300	305,100	354,100	405,300	
11	169,000	202,200	246,300	269,900	307,000	356,200	407,700	
12	170,600	203,600	247,700	271,500	308,900	358,300	410,100	
13	172,100	205,000	249,000	273,100	310,800	360,500	412,500	
14	174,100	206,500	250,300	274,800	312,600	362,600	414,700	
15	176,100	208,000	251,600	276,400	314,400	364,700	416,900	
16	178,100	209,500	252,900	278,000	316,200	366,900	419,100	
17	180,300	210,900	254,100	279,600	318,100	369,100	421,300	
18	182,400	212,400	255,500	281,100	319,800	371,200	423,500	
19	184,600	213,900	257,000	282,600	321,500	373,300	425,700	
20	186,700	215,400	258,300	284,100	323,200	375,400	427,900	
21	188,800	216,800	259,600	285,700	324,900	377,600	429,900	
22	191,000	218,500	261,000	287,300	326,500	379,800	431,800	
23	193,200	220,300	262,400	288,900	328,100	382,000	433,700	
24	195,400	222,000	263,800	290,500	329,800	384,300	435,600	
25	197,500	223,500	265,300	291,900	331,500	386,300	437,400	
26	198,800	225,200	266,900	293,800	333,100	388,300	439,200	
27	200,100	226,900	268,500	295,600	334,700	390,300	440,900	
28	201,500	228,600	270,100	297,400	336,300	392,300	442,600	
29	202,700	230,400	271,700	299,000	338,000	394,300	444,100	

30	204,000	231,900	273,300	300,700	339,600	396,200	445,700
31	205,300	233,400	275,000	302,400	341,200	398,100	447,300
32	206,600	234,900	276,600	304,100	342,800	400,000	448,900
33	207,900	236,400	278,200	305,600	344,500	401,700	450,600
34	209,200	237,900	279,700	307,200	346,100	403,600	452,200
35	210,500	239,300	281,200	308,800	347,800	405,400	453,800
36	211,800	240,700	282,700	310,400	349,400	407,200	455,400
37	213,200	242,000	284,300	312,100	351,100	409,100	456,900
38	214,600	243,300	285,800	313,700	352,700	410,900	458,500
39	216,000	244,600	287,300	315,300	354,300	412,700	460,000
40	217,400	245,900	288,800	316,900	355,900	414,500	461,500
41	218,600	247,100	290,400	318,500	357,500	416,200	462,800
42	220,100	248,400	292,000	320,000	359,100	417,900	463,700
43	221,500	249,700	293,700	321,500	360,700	419,600	464,600
44	222,900	251,000	295,300	323,000	362,300	421,400	465,500
45	224,300	252,300	296,700	324,500	363,900	422,900	466,500
46	225,800	253,700	298,200	326,000	365,400	424,500	467,400
47	227,300	255,100	299,700	327,500	367,000	426,100	468,300
48	228,800	256,600	301,200	329,100	368,500	427,700	469,200
49	230,100	258,000	302,600	330,400	370,000	429,400	470,200
50	231,500	259,500	304,000	331,800	371,400	431,000	471,000
51	232,900	260,900	305,400	333,200	372,800	432,600	471,800
52	234,300	262,300	306,800	334,600	374,200	434,200	472,600
53	235,600	263,800	308,300	336,100	375,700	435,700	473,500
54	236,900	265,400	309,700	337,500	376,900	437,200	474,300
55	238,300	267,000	311,200	338,900	378,100	438,800	475,100
56	239,600	268,600	312,600	340,300	379,300	440,300	476,000
57	241,000	270,200	314,000	341,500	380,600	441,600	476,900
58	242,300	271,800	315,400	342,900	381,600	442,500	
59	243,600	273,400	316,800	344,300	382,600	443,400	
60	244,900	275,100	318,200	345,700	383,600	444,300	
61	246,200	276,700	319,400	346,900	384,500	445,200	
62	247,500	278,200	320,700	348,300	385,300	446,100	
63	248,800	279,700	322,000	349,600	386,100	447,000	
64	250,100	281,200	323,300	350,900	386,900	447,900	
65	251,300	282,800	324,600	352,100	387,800	448,800	
66	252,600	284,300	325,900	353,300	388,600	449,600	

67	254,000	285,800	327,200	354,500	389,400	450,400
68	255,400	287,300	328,500	355,700	390,200	451,200
69	256,600	288,600	329,700	356,700	391,000	452,000
70	257,900	290,100	330,900	357,800	391,700	
71	259,200	291,600	332,100	358,900	392,400	
72	260,500	293,200	333,300	360,000	393,100	
73	261,900	294,500	334,600	361,000	393,900	
74	263,200	295,900	335,800	362,100	394,500	
75	264,500	297,300	337,000	363,200	395,100	
76	265,800	298,700	338,200	364,300	395,700	
77	266,900	300,200	339,400	365,200	396,300	
78	268,200	301,500	340,600	366,100	396,900	
79	269,500	302,800	341,800	366,900	397,500	
80	270,800	304,100	343,000	367,700	398,100	
81	271,900	305,200	344,100	368,500	398,600	
82	273,000	306,500	345,200	369,100	399,200	
83	274,100	307,800	346,300	369,700	399,800	
84	275,300	309,100	347,500	370,300	400,400	
85	276,200	310,200	348,600	371,000	400,900	
86	277,300	311,500	349,600	371,600	401,500	
87	278,400	312,700	350,600	372,200	402,200	
88	279,500	313,900	351,600	372,800	402,800	
89	280,600	315,200	352,700	373,300	403,300	
90	281,600	316,400	353,500	373,900	403,900	
91	282,600	317,600	354,300	374,500	404,500	
92	283,600	318,800	355,100	375,100	405,100	
93	284,600	320,000	355,900	375,600	405,600	
94	285,600	320,800	356,600	376,100		
95	286,600	321,600	357,300	376,600		
96	287,600	322,400	358,000	377,100		
97	288,700	323,100	358,500	377,700		
98	289,600	323,800	359,000	378,200		
99	290,500	324,500	359,500	378,700		
100	291,400	325,200	360,000	379,200		
101	292,200	325,700	360,600	379,800		
102	293,100	326,300	361,100	380,300		
103	293,900	326,900	361,600	380,800		

再任職員以外の職員



104	294,700	327,500	362,100	381,300
105	295,400	327,900	362,700	381,900
106	295,900	328,400	363,200	382,400
107	296,400	328,900	363,700	382,900
108	296,900	329,500	364,200	383,400
109	297,400	330,000	364,700	384,100
110	297,800	330,400	365,200	384,600
111	298,200	330,800	365,800	385,100
112	298,600	331,200	366,300	385,600
113	299,000	331,600	366,800	386,200
114	299,400	332,000	367,300	
115	299,800	332,400	367,800	
116	300,200	332,800	368,300	
117	300,500	333,100	368,700	
118	300,900	333,500	369,200	
119	301,300	333,900	369,700	
120	301,700	334,300	370,200	
121	302,000	334,500	370,600	
122	302,400	334,900	371,100	
123	302,800	335,300	371,600	
124	303,200	335,700	372,100	
125	303,400	336,000	372,500	
126	303,800	336,400		
127	304,200	336,800		
128	304,600	337,200		
129	304,800	337,500		
130	305,200	337,900		
131	305,600	338,300		
132	306,000	338,700		
133	306,200	339,000		
134	306,600	339,400		
135	307,000	339,800		
136	307,400	340,200		
137	307,600	340,500		
138	308,000	340,900		
139	308,400	341,300		
140	308,800	341,700		

再任用職員	141	309,000	342,000						
	142	309,400	342,400						
	143	309,800	342,800						
	144	310,200	343,200						
	145	310,400	343,500						
	146	310,900	343,900						
	147	311,300	344,300						
	148	311,700	344,700						
	149	311,900	345,000						
	150	312,200	345,400						
	151	312,500	345,800						
	152	312,800	346,200						
	153	313,200	346,500						
	154	313,500							
	155	313,800							
	156	314,100							
	157	314,500							
	158	314,800							
	159	315,100							
	160	315,400							
	161	315,800							
	162	316,100							
	163	316,400							
	164	316,700							
	165	317,100							
	166	317,400							
	167	317,700							
	168	318,000							
	169	318,400							
		235,700	260,700	268,200	278,800	296,100	334,500	381,200	

備考 この表は、病院等に勤務する助産師、看護師その他の職員で人事委員会の定めるものに適用する。

附 則

(施行期日等)

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 別表第一から別表第五までの改正規定 規則で定める日

二 第十条の五第一項第一号の改正規定 平成二十一年四月一日

2 この条例(前項第一号に掲げる規定に限る。次項において同じ。)による改正後の一般職の職員の給与に関する条例(以下「改正後の条例」という。)の規定は、平成二十年四月一日から適用する。

(給与の内払)

3 職員が、この条例による改正前の一般職の職員の給与に関する条例の規定に基づいて、平成二十年四月一日以後の分として支給を受けた給与は、改正後の条例の規定による給与の内払とみなす。

(人事委員会への委任)

4 前項に定めるもののほか、この条例の施行について必要な事項は、人事委員会が定める。

一般職に属する学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十一年三月十七日

山 口 県 知 事 二 井 関 成

山口県条例第九号

一般職に属する学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

一般職に属する学校職員の給与に関する条例(昭和二十七年山口県条例第六号)の一部を次のように改正する。

第七条の二中「第三条第二項」を「第三条第三項」に改める。

第十四条第三項中「公庫の予算及び決算に関する法律(昭和二十六年法律第九十九号)第一条に規定する公庫」を「沖縄振興開発金融公庫」に改める。

第十八条の五第二項中「二万二百円」を「一万五千九百円」に改める。

附則第二項及び第三項を削り、附則第四項を附則第二項とする。  
別表第一から別表第四までを次のように改める。

別表第一 行政職給料表(第五条関係)

学校 職の 区分	職務 の級 号給	給料月額					
		1級	2級	3級	4級	5級	6級
	1	136,300	186,800	224,100	263,700	291,200	322,800
	2	137,400	188,600	226,000	265,800	293,600	325,100
	3	138,600	190,400	227,900	267,900	295,900	327,400
	4	139,700	192,200	229,700	270,000	298,200	329,800
	5	140,800	193,800	231,400	272,100	300,300	332,100
	6	141,900	195,600	233,300	274,300	302,600	334,300
	7	143,000	197,400	235,200	276,400	304,900	336,500
	8	144,100	199,200	237,000	278,500	307,200	338,700
	9	145,200	201,100	239,000	280,600	309,400	341,000
	10	146,700	202,900	240,900	282,700	311,800	343,200
	11	148,000	204,700	242,800	284,800	314,100	345,400
	12	149,300	206,500	244,700	286,900	316,400	347,700
	13	150,600	208,100	246,600	289,000	318,600	349,700
	14	152,100	210,000	248,500	291,100	320,800	351,800
	15	153,600	211,900	250,300	293,300	323,000	353,900
	16	155,200	213,800	252,100	295,400	325,200	356,000
	17	156,500	215,700	253,900	297,500	327,400	358,200
	18	158,000	217,600	256,000	299,600	329,600	360,200
	19	159,500	219,600	258,000	301,700	331,700	362,200
	20	161,000	221,500	260,000	303,800	333,800	364,200
	21	162,400	223,200	261,900	305,900	335,900	366,400
	22	165,200	225,100	263,800	308,000	338,000	368,400
	23	167,800	227,000	265,700	310,100	340,100	370,400
	24	170,400	228,900	267,600	312,300	342,200	372,400
	25	173,100	230,700	269,600	314,300	344,100	374,500
	26	174,800	232,500	271,500	316,400	346,100	376,500
	27	176,500	234,300	273,400	318,500	348,200	378,500
	28	178,200	236,100	275,400	320,600	350,200	380,500
	29	179,700	237,800	277,300	322,600	352,100	382,500

30	181,500	239,300	279,200	324,700	354,000	384,500
31	183,400	240,800	281,100	326,800	355,900	386,400
32	185,200	242,300	283,000	328,900	357,800	388,300
33	186,800	243,800	284,700	330,900	359,700	390,100
34	188,300	245,300	286,600	333,000	361,500	391,800
35	189,800	246,800	288,500	335,100	363,300	393,500
36	191,300	248,400	290,400	337,200	365,100	395,200
37	192,600	249,700	292,100	339,100	367,100	396,900
38	193,900	251,300	294,000	341,100	368,600	398,100
39	195,200	252,900	295,800	343,100	370,100	399,300
40	196,500	254,500	297,600	345,100	371,600	400,500
41	197,900	256,000	299,500	347,000	373,100	401,700
42	199,200	257,400	301,200	349,000	374,300	403,000
43	200,500	258,800	302,900	350,900	375,500	404,200
44	201,900	260,200	304,600	352,800	376,700	405,400
45	203,100	261,500	306,300	354,700	377,700	406,400
46	204,400	262,900	308,000	356,300	378,600	407,100
47	205,700	264,300	309,700	357,900	379,500	407,800
48	207,000	265,700	311,500	359,500	380,400	408,500
49	208,200	267,000	313,000	361,200	381,400	409,300
50	209,300	268,300	314,600	362,400	382,200	410,000
51	210,400	269,600	316,200	363,600	383,000	410,700
52	211,500	270,900	317,800	364,800	383,800	411,400
53	212,700	272,000	319,500	365,900	384,800	412,200
54	213,700	273,300	321,100	367,000	385,500	412,900
55	214,700	274,700	322,700	368,100	386,200	413,600
56	215,700	276,000	324,300	369,200	386,900	414,300
57	216,700	277,200	325,800	370,100	387,600	415,000
58	217,700	278,300	327,000	370,800	388,300	415,700
59	218,700	279,400	328,200	371,500	389,000	416,400
60	219,800	280,500	329,500	372,200	389,700	417,100
61	220,800	281,700	330,600	372,800	390,200	417,700
62	221,800	282,700	331,600	373,500	390,900	418,400
63	222,800	283,700	332,600	374,200	391,600	419,100
64	223,800	284,700	333,600	374,900	392,300	419,800
65	224,600	285,700	334,500	375,400	392,800	420,300
66	225,600	286,600	335,300	376,100	393,500	421,100

再任用  
学校職員  
以外の  
学校職員

67	226,600	287,500	336,100	376,800	394,200	421,800
68	227,700	288,400	336,900	377,500	394,900	422,500
69	228,500	289,400	337,800	378,000	395,400	423,000
70	229,300	290,200	338,500	378,700	396,100	423,700
71	230,100	291,000	339,200	379,400	396,800	424,400
72	230,900	291,800	339,900	380,100	397,500	425,100
73	231,700	292,700	340,400	380,600	398,000	425,600
74	232,400	293,200	341,000	381,300	398,700	426,300
75	233,100	293,700	341,600	382,000	399,400	427,000
76	233,800	294,200	342,200	382,700	400,100	427,700
77	234,600	294,600	342,600	383,200	400,600	428,200
78	235,400	295,000	343,100	383,800	401,300	
79	236,200	295,400	343,600	384,500	402,000	
80	237,000	295,800	344,100	385,100	402,800	
81	237,800	296,100	344,600	385,800	403,300	
82	238,500	296,500	345,100	386,400	404,000	
83	239,200	296,900	345,600	387,000	404,700	
84	239,900	297,300	346,100	387,600	405,400	
85	240,700	297,600	346,600	388,300	405,900	
86	241,400	298,000	347,100	388,900		
87	242,100	298,400	347,700	389,500		
88	242,800	298,800	348,200	390,100		
89	243,600	299,100	348,600	390,800		
90	244,100	299,500	349,100	391,400		
91	244,600	299,900	349,600	392,000		
92	245,100	300,300	350,100	392,600		
93	245,400	300,500	350,400	393,300		
94		300,900	350,900			
95		301,300	351,400			
96		301,700	351,900			
97		301,900	352,200			
98		302,300	352,700			
99		302,700	353,200			
100		303,100	353,700			
101		303,300	354,000			
102		303,700	354,400			
103		304,100	354,800			

再任用 学校職員		187,800	215,700	260,400	280,900	296,600	322,800
	104		304,500	355,200			
	105		304,700	355,700			
	106		305,100	356,100			
	107		305,500	356,500			
	108		305,900	356,900			
	109		306,100	357,400			
	110		306,500	357,800			
	111		306,900	358,200			
	112		307,300	358,600			
	113		307,500	359,100			
	114		307,900				
	115		308,300				
	116		308,700				
	117		308,900				
	118		309,200				
	119		309,500				
	120		309,800				
	121		310,200				
	122		310,500				
	123		310,900				
	124		311,200				
	125		311,600				

備考 この表は、他の給料表の適用を受けないすべての学校職員に適用する。



別表第二 海事職給料表(第五条関係)

学校 職の 区分	職務 の級 号給	給料月額					
		1級	2級	3級	4級	5級	6級
	1	163,700	217,300	261,700	315,300	358,200	421,900
	2	166,100	219,500	263,500	317,800	360,700	424,500
	3	168,400	221,600	265,300	320,300	363,200	427,100
	4	170,700	223,700	267,100	322,800	365,800	429,700
	5	173,100	225,700	268,700	325,300	368,300	432,200
	6	175,600	227,800	270,700	327,800	371,500	434,700
	7	178,000	229,900	272,700	330,400	374,700	437,200
	8	180,500	232,000	274,800	332,900	377,900	439,800
	9	182,700	234,200	276,900	335,400	380,900	442,200
	10	185,200	236,100	279,700	337,900	384,100	444,600
	11	187,600	238,100	282,500	340,400	387,200	447,000
	12	190,100	240,000	285,200	342,900	390,300	449,400
	13	192,600	241,900	288,000	345,400	393,300	451,700
	14	195,200	243,800	290,800	348,000	396,100	454,100
	15	197,900	245,700	293,700	350,500	398,900	456,500
	16	200,500	247,600	296,400	353,000	401,700	459,000
	17	203,000	249,500	299,000	355,500	404,700	461,300
	18	205,700	251,400	301,600	358,000	406,800	463,600
	19	208,400	253,300	304,200	360,500	408,900	465,900
	20	211,100	255,200	306,800	363,000	411,000	468,200
	21	213,700	257,000	309,300	365,500	412,900	470,600
	22	215,300	258,700	311,100	368,000	414,900	472,400
	23	216,900	260,400	312,800	370,400	416,900	474,200
	24	218,500	262,100	314,500	372,800	418,900	476,100
	25	220,100	263,900	316,100	375,300	420,800	478,000
	26	221,600	265,700	318,000	377,700	422,600	479,400
	27	223,100	267,500	319,900	380,100	424,400	480,800
	28	224,600	269,300	321,800	382,500	426,200	482,200
	29	226,200	271,000	323,500	384,800	427,800	483,700



67	256,800	318,500	374,800	429,900	462,100
68	257,300	319,200	375,300	430,500	462,800
69	257,600	320,000	375,900	431,200	463,300
70			376,400	431,800	464,000
71			376,900	432,400	464,700
72			377,400	433,000	465,400
73			378,000	433,700	465,900
74			378,500	434,300	
75			379,000	434,900	
76			379,500	435,500	
77			380,100	436,200	
78			380,600	436,900	
79			381,100	437,600	
80			381,600	438,300	
81			382,200	438,900	
82			382,700	439,600	
83			383,200	440,300	
84			383,700	441,000	
85			384,400	441,500	
86			384,900	442,200	
87			385,400	442,900	
88			385,900	443,600	
89			386,500	444,100	
90			387,000		
91			387,500		
92			388,000		
93			388,600		
94			389,100		
95			389,600		
96			390,100		
97			390,700		
98			391,200		
99			391,700		
100			392,200		
101			392,800		

再任 学校職 員	220,800	251,100	285,700	328,100	358,200	406,700
----------------	---------	---------	---------	---------	---------	---------

備考 この表は、人事委員会の指定する船舶に乗り組む船長、航海士、機関長、機関士  
その他の学校職員で人事委員会の定めるものに適用する。

## 別表第三 教育職給料表(第五条関係)

## 1 教育職給料表(-)

学校 職員の 区分	職務 の級	給料月額			
		1 級	2 級	3 級	4 級
1	給	149,600 円	193,800 円	333,300 円	427,200 円
2	給	151,100	195,500	335,600	429,100
3	給	152,600	197,200	337,900	431,000
4	給	154,100	198,900	340,200	432,900
5	給	155,700	200,700	342,500	434,800
6	給	157,600	202,500	344,800	436,700
7	給	159,400	204,200	347,100	438,600
8	給	161,200	205,900	349,500	440,600
9	給	163,000	207,700	351,700	442,400
10	給	165,200	209,600	353,900	444,300
11	給	167,200	211,500	356,100	446,200
12	給	169,200	213,400	358,300	448,100
13	給	171,200	215,100	360,500	449,900
14	給	173,400	217,100	362,600	451,800
15	給	175,600	219,100	364,700	453,700
16	給	177,800	221,200	366,900	455,600
17	給	180,100	223,100	368,900	457,500
18	給	182,700	225,800	370,900	459,400
19	給	185,300	228,500	372,900	461,300
20	給	187,800	231,200	374,900	463,200
21	給	190,300	234,000	377,000	465,000
22	給	192,000	236,900	379,000	466,900
23	給	193,700	239,900	381,000	468,800
24	給	195,400	242,800	383,000	470,700
25	給	196,900	245,600	385,000	472,500
26	給	198,600	248,400	387,000	474,200
27	給	200,300	251,200	389,000	476,000

28	202,100	254,000	391,000	477,700
29	203,600	256,900	392,900	479,500
30	205,300	259,500	394,900	481,200
31	207,000	262,100	396,900	482,900
32	208,700	264,700	398,900	484,600
33	210,300	267,300	400,800	486,300
34	212,100	269,900	402,700	487,300
35	213,900	272,500	404,500	488,300
36	215,700	275,200	406,300	489,300
37	217,400	277,800	407,900	490,400
38	219,200	280,400	409,500	
39	221,100	283,000	411,100	
40	222,900	285,600	412,700	
41	224,800	288,100	414,400	
42	226,600	290,700	416,000	
43	228,400	293,300	417,600	
44	230,200	295,800	419,200	
45	232,100	298,100	421,000	
46	233,800	300,800	422,600	
47	235,500	303,500	424,200	
48	237,200	306,200	425,800	
49	238,900	308,700	427,500	
50	240,600	311,300	429,100	
51	242,300	313,800	430,700	
52	244,000	316,300	432,300	
53	245,600	318,700	434,000	
54	247,300	320,900	435,600	
55	249,000	323,100	437,200	
56	250,700	325,300	438,900	
57	252,300	327,600	440,600	
58	253,900	329,900	442,200	
59	255,500	332,100	443,800	
60	257,200	334,300	445,400	
61	258,800	336,500	447,100	
62	260,400	338,700	448,700	
63	262,000	340,900	450,300	
64	263,500	343,100	451,900	



101	311,300	404,800
102	312,400	405,900
103	313,500	407,000
104	314,600	408,100
105	315,500	409,000
106	316,400	410,000
107	317,300	411,000
108	318,200	412,000
109	319,200	412,900
110	319,800	413,800
111	320,400	414,700
112	321,000	415,600
113	321,700	416,300
114	322,200	417,100
115	322,700	417,900
116	323,200	418,700
117	323,800	419,500
118	324,300	420,300
119	324,800	421,200
120	325,300	422,000
121	325,900	422,800
122	326,400	423,300
123	326,900	423,800
124	327,400	424,300
125	328,000	424,700
126	328,400	425,200
127	328,800	425,700
128	329,300	426,200
129	329,600	426,600
130	330,000	427,100
131	330,400	427,600
132	330,800	428,100
133	331,000	428,500
134	331,300	429,000
135	331,600	429,500
136	331,900	430,000
137	332,300	430,400



再任用職員	138	332,600			
	139	332,900			
	140	333,200			
	141	333,500			
	142	333,800			
	143	334,100			
	144	334,400			
	145	334,700			
	146	335,000			
	147	335,300			
	148	335,600			
	149	335,800			
	150	336,100			
	151	336,400			
	152	336,700			
	153	336,900			
		236,500	280,900	340,000	427,200

備考 (一) この表は、高等学校及びこれに準ずるもので人事委員会の指定するものに勤務する校長、教頭、教諭、養護教諭、助教諭、実習助手その他の学校職員で人事委員会の定めるものに適用する。

(二) この表の適用を受けける学校職員のうち、その職務の級が3級である学校職員で人事委員会の定めるものの給料月額は、この表の額に7,700円をそれぞれ加算した額とする。

□ 教育職 給料表 (二)

学校 職の 区分	職務 の 級 号 給	給料月額			
		1 級	2 級	3 級	4 級
		円	円	円	円
	1	149,600	165,300	287,800	416,700
	2	151,100	167,400	290,900	418,300
	3	152,600	169,500	294,100	419,900
	4	154,100	171,700	297,200	421,600
	5	155,700	173,700	300,000	423,300
	6	157,600	175,900	303,100	424,900
	7	159,400	178,100	306,200	426,500
	8	161,200	180,300	309,300	428,100
	9	163,000	182,600	312,400	429,600
	10	165,200	185,500	315,300	431,000
	11	167,200	188,200	318,200	432,400
	12	169,200	190,900	321,100	433,800
	13	171,200	193,800	324,000	435,200
	14	173,400	195,500	326,300	436,600
	15	175,600	197,200	328,600	438,000
	16	177,800	198,900	331,000	439,500
	17	180,100	200,700	333,300	440,800
	18	182,700	202,500	335,600	442,200
	19	185,300	204,200	337,900	443,600
	20	187,800	205,900	340,200	445,000
	21	190,300	207,700	342,500	446,300
	22	192,000	209,600	344,800	447,700
	23	193,700	211,500	347,100	449,100
	24	195,400	213,400	349,500	450,500
	25	196,900	215,100	351,700	451,800
	26	198,500	217,100	353,600	453,100
	27	200,100	219,100	355,500	454,400
	28	201,800	221,200	357,400	455,700
	29	203,500	223,100	359,300	457,100

30	205,200	225,800	361,200	458,300
31	206,900	228,500	363,100	459,500
32	208,600	231,200	365,000	460,700
33	210,100	234,000	366,900	461,900
34	211,800	236,900	368,700	462,800
35	213,500	239,900	370,500	463,700
36	215,200	242,800	372,300	464,600
37	216,800	245,600	374,200	465,500
38	218,500	248,400	375,800	
39	220,300	251,200	377,400	
40	222,000	254,000	379,000	
41	223,800	256,900	380,700	
42	225,600	259,500	382,300	
43	227,400	262,100	384,000	
44	229,200	264,700	385,600	
45	231,100	267,300	387,200	
46	232,800	269,900	388,800	
47	234,500	272,500	390,400	
48	236,200	275,200	392,000	
49	238,000	277,800	393,500	
50	239,700	280,400	395,000	
51	241,400	283,000	396,500	
52	243,100	285,600	398,000	
53	244,600	288,100	399,600	
54	246,300	290,700	401,000	
55	248,000	293,300	402,500	
56	249,700	295,800	403,900	
57	251,300	298,100	405,400	
58	252,800	300,800	406,800	
59	254,300	303,500	408,200	
60	255,800	306,200	409,600	
61	257,500	308,700	410,900	
62	259,000	311,300	412,300	
63	260,500	313,800	413,700	
64	261,900	316,300	415,100	
65	263,200	318,700	416,300	
66	264,800	320,900	417,500	

	再任用 職員以外 の職員			
67	266,400	323,100	418,700	
68	268,000	325,300	419,900	
69	269,700	327,600	421,100	
70	271,200	329,900	422,300	
71	272,700	332,100	423,500	
72	274,300	334,300	424,700	
73	275,600	336,500	425,700	
74	276,900	338,700	426,500	
75	278,200	340,900	427,300	
76	279,500	343,100	428,100	
77	280,900	345,100	429,000	
78	282,100	347,000	429,800	
79	283,300	349,000	430,600	
80	284,500	350,900	431,400	
81	285,800	352,700	432,200	
82	287,000	354,500	432,900	
83	288,200	356,300	433,600	
84	289,400	358,100	434,300	
85	290,500	359,800	435,000	
86	291,500	361,500	435,700	
87	292,600	363,200	436,400	
88	293,600	364,900	437,100	
89	294,700	366,700	437,800	
90	295,600	368,100	438,500	
91	296,500	369,500	439,300	
92	297,400	370,900	440,000	
93	298,100	372,400	440,500	
94	298,900	373,700		
95	299,700	375,000		
96	300,500	376,300		
97	301,400	377,700		
98	302,200	378,800		
99	303,000	379,900		
100	303,800	381,000		
101	304,700	382,200		
102	305,200	383,300		
103	305,700	384,500		

---

---

104	306,200	385,600
105	306,700	386,600
106	307,100	387,600
107	307,500	388,600
108	307,900	389,600
109	308,100	390,500
110	308,500	391,500
111	308,900	392,500
112	309,300	393,500
113	309,500	394,300
114	309,800	395,200
115	310,100	396,100
116	310,400	397,000
117	310,800	398,000
118	311,100	398,800
119	311,400	399,600
120	311,700	400,400
121	311,900	401,200
122	312,200	402,000
123	312,500	402,900
124	312,800	403,700
125	313,000	404,400
126		405,100
127		405,800
128		406,500
129		407,300
130		408,000
131		408,700
132		409,400
133		409,900
134		410,500
135		411,100
136		411,700
137		412,100
138		412,700
139		413,300
140		413,900

---

---

再任 学職 校員	141 142 143 144 145 146 147 148 149	227,600	414,300 414,900 415,500 416,100 416,500 417,100 417,700 418,300 418,700	333,100	416,800
----------------	---	---------	---	---------	---------

備考 (一) この表は、中学校、小学校及びこれらに準ずるもので人事委員会の指定するものに勤務する校長、教頭、教諭、養護教諭、助教諭その他の学校職員で人事委員会の定めるものに適用する。

(二) この表の適用を受ける学校職員のうち、その職務の級が3級である学校職員で人事委員会の定めるものの給料月額は、この表の額に7,500円をそれぞれ加算した額とする。

別表第四 医療職給料表(第五条関係)

学校 職の 区分	職務 の級 号給	給料月額				
		1級	2級	3級	4級	5級
	1	141,000	179,100	214,700	243,200	281,700
	2	142,400	180,700	216,300	244,800	283,900
	3	143,800	182,300	217,900	246,400	286,100
	4	145,200	184,000	219,600	248,000	288,300
	5	146,500	185,500	221,200	249,600	290,500
	6	148,300	187,100	222,900	251,200	292,800
	7	150,000	188,700	224,600	252,800	295,000
	8	151,700	190,300	226,300	254,400	297,200
	9	153,400	191,900	228,000	256,100	299,300
	10	155,100	193,600	229,800	257,700	301,500
	11	156,800	195,300	231,600	259,200	303,700
	12	158,600	197,000	233,300	260,700	305,900
	13	160,100	198,600	235,100	262,200	308,200
	14	162,000	200,200	236,700	264,100	310,300
	15	164,000	201,900	238,400	266,000	312,500
	16	166,000	203,500	240,000	267,900	314,600
	17	167,900	205,100	241,600	269,600	316,800
	18	169,800	206,800	243,200	271,500	318,900
	19	171,700	208,500	244,800	273,400	321,000
	20	173,600	210,200	246,400	275,400	323,100
	21	175,500	211,700	248,000	277,200	325,300
	22	177,000	213,300	249,600	279,100	327,300
	23	178,500	214,900	251,100	281,000	329,400
	24	180,000	216,500	252,600	282,900	331,400
	25	181,600	218,100	254,100	284,900	333,500
	26	183,200	219,800	255,800	286,800	335,500
	27	184,700	221,400	257,600	288,700	337,500
	28	186,200	223,000	259,300	290,600	339,500
	29	187,800	224,600	261,000	292,700	341,500

30	189,100	226,300	262,800	294,600	343,400
31	190,400	228,000	264,600	296,500	345,300
32	191,700	229,700	266,400	298,400	347,200
33	193,100	231,500	268,000	300,200	349,100
34	194,500	233,100	269,800	302,000	351,000
35	195,900	234,700	271,600	303,800	352,900
36	197,300	236,300	273,400	305,600	354,800
37	198,500	238,100	275,200	307,300	356,600
38	199,800	239,700	276,900	309,000	358,300
39	201,200	241,300	278,600	310,800	360,000
40	202,500	242,900	280,300	312,500	361,700
41	203,700	244,400	282,000	314,300	363,300
42	204,900	245,900	283,700	316,000	364,600
43	206,100	247,400	285,400	317,700	366,000
44	207,300	248,900	287,100	319,400	367,300
45	208,600	250,300	288,800	320,900	368,600
46	209,700	251,900	290,500	322,500	369,800
47	210,800	253,500	292,200	324,100	371,000
48	211,900	255,100	294,000	325,700	372,200
49	213,000	256,800	295,500	327,200	373,400
50	214,000	258,200	297,100	328,500	374,400
51	215,000	259,600	298,700	329,900	375,400
52	216,000	261,000	300,300	331,200	376,400
53	217,000	262,300	301,700	332,300	377,200
54	218,000	263,700	303,200	333,400	378,100
55	219,000	265,100	304,700	334,500	379,000
56	220,100	266,500	306,200	335,600	379,900
57	221,100	267,700	307,800	336,500	380,700
58	222,000	269,000	309,200	337,500	381,500
59	222,900	270,300	310,600	338,500	382,300
60	223,800	271,600	312,100	339,500	383,100
61	224,800	272,700	313,400	340,300	383,700
62	225,800	274,000	314,700	341,000	384,500
63	226,800	275,400	316,000	341,700	385,200
64	227,900	276,700	317,300	342,400	385,900
65	228,600	277,900	318,700	343,100	386,500
66	229,500	279,000	319,500	343,800	387,200

再任用職員  
以上の  
外学職員



67	230,400	280,100	320,300	344,500	387,900
68	231,300	281,200	321,100	345,200	388,600
69	232,000	282,300	322,000	345,900	389,100
70	232,700	283,400	322,800	346,500	389,700
71	233,400	284,500	323,600	347,100	390,300
72	234,100	285,600	324,400	347,800	390,900
73	234,900	286,700	325,200	348,300	391,600
74	235,700	287,500	325,800	348,900	392,200
75	236,500	288,300	326,400	349,500	392,800
76	237,300	289,100	327,000	350,100	393,400
77	238,000	289,900	327,700	350,600	394,100
78	238,600	290,500	328,200	351,100	394,700
79	239,200	291,100	328,700	351,600	395,300
80	239,800	291,700	329,300	352,100	395,900
81	240,300	292,400	329,900	352,500	396,600
82	240,700	293,000	330,400	352,900	397,200
83	241,100	293,500	330,900	353,300	397,800
84	241,500	294,000	331,400	353,700	398,400
85	242,000	294,400	332,000	354,200	399,100
86		294,700	332,400	354,600	
87		295,000	332,800	355,000	
88		295,300	333,200	355,400	
89		295,700	333,700	355,900	
90		296,000	334,100	356,300	
91		296,300	334,500	356,700	
92		296,600	334,900	357,100	
93		297,000	335,400	357,600	
94		297,300	335,800	358,000	
95		297,600	336,200	358,400	
96		297,900	336,600	358,800	
97		298,300	336,800	359,300	
98		298,600	337,200	359,700	
99		298,900	337,600	360,100	
100		299,200	338,000	360,500	
101		299,600	338,200	361,000	
102		299,900	338,600	361,400	
103		300,200	339,000	361,800	

再任用 学校職 員	104 105 106 107 108 109 110 111 112 113	188,800	300,500 300,800	339,400 339,600 340,000 340,400 340,800 341,000 341,400 341,800 342,200 342,400	362,200 362,700	288,800
-----------------	--	---------	--------------------	--	--------------------	---------

備考 この表は、県立学校、中学校、小学校及び共同調理場に勤務する学校栄養職員、技術職員その他の学校職員で人事委員会の定めるものに適用する。

## 附 則

(施行期日等)

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 別表第一から別表第四までの改正規定 規則で定める日

二 第十八条の五第二項の改正規定 平成二十一年四月一日

2 この条例(前項第一号に掲げる規定に限る。次項において同じ。)による改正後の一般職に属する学校職員の給与に関する条例(以下「改正後の条例」という。)の規定は、平成二十年四月一日から適用する。

(給与の内払)

3 学校職員が、この条例による改正前の一般職に属する学校職員の給与に関する条例の規定に基づいて、平成二十年四月一日以後の分として支給を受けた給与は、改正後の条例の規定による給与の内払とみなす。

(人事委員会への委任)

4 前項に定めるもののほか、この条例の施行について必要な事項は、人事委員会が定める。

一般職の任期付研究員の採用等に関する条例及び一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十一年三月十七日

山口県知事 二 井 関 成

## 山口県条例第十号

一般職の任期付研究員の採用等に関する条例及び一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例

(一般職の任期付研究員の採用等に関する条例の一部改正)

第一条 一般職の任期付研究員の採用等に関する条例(平成十四年山口県条例第四十九号)の一部を次のように改正する。

第五条第一項の表を次のように改める。

号給	給料月額
	円
1	401,000
2	463,000
3	526,000
4	613,000
5	714,000
6	816,000

第五条第二項の表を次のように改める。

号給	給料月額
	円
1	331,000
2	369,000
3	398,000

(一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正)

第二条 一般職の任期付職員の採用等に関する条例(平成十四年山口県条例第五十号)の一部を次のように改正する。

第七条第一項の表を次のように改める。

号給	給料月額
	円
1	378,000
2	428,000
3	481,000
4	547,000
5	625,000
6	732,000
7	856,000

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(人事委員会への委任)

2 この条例の施行について必要な事項は、人事委員会が定める。

一般職の職員の特種勤務手当に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十一年三月十七日

山口県知事 二 井 関 成

山口県条例第十一号

一般職の職員の特種勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

一般職の職員の特種勤務手当に関する条例（昭和三十七年山口県条例第一号）の一部を次のように改正する。

第三十四条第三項第五号中「二千五百円」を「三千二百円」に改める。

第三十五条第一項第三号中「第三条第四項」を「第三条第五項」に、「第六項」を「第七項」に改め、同項第四号中「半日勤務日」を削り、「第三条第七項に規定する半日勤務時間」を「第三条第八項の人事委員会規則で定める時間」に改め、「をいう。次号において同じ。」を削り、同項第五号中「半日勤務日」を「学校職員勤務時間条例第三条第八項の人事委員会規則で定める時間のみが割り振られている日」に改め、同条第二項第一号中「三千二百円」を「六千四百円」に改め、同項第二号中「三千円」を「六千円」に改め、同項第三号中「千七百円」を「三千四百円」に改め、同項第四号中「千二百円」を「二千四百円」に改める。

附 則

この条例は、平成二十一年四月一日から施行する。

職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十一年三月十七日

山口県知事 二 井 関 成

山口県条例第十二号

職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例等の一部を改正する条例

（職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部改正）

第一条 職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例（昭和二十八年山口県条例第十一号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項中「四十時間」を「三十八時間四十五分」に改め、同条第三項中「十六時から三十二時まで」を「十五時三十分から三十一時まで」に改める。

第三条第二項及び第六条第一項中「八時間」を「七時間四十五分」に改める。

第十二条第一項第三号中「公庫の予算及び決算に関する法律（昭和二十六年法律第九十九号）第一条に規定する公庫」を「沖縄振興開発金融公庫」に改める。

（学校職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部改正）

第二条 学校職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例（昭和四十六年山口県条例第三十号）の一部を次のように改正する。

第三条第一項中「四十時間とする」を「三十八時間四十五分とする」に改め、同項第一号中「四十時間又は」を「三十八時間四十五分又は」に、「八時間」を「七時間四十五分」に改め、同条第三項中「十六時から三十二時まで」を「十五時三十分から三十一時まで」に改め、同条第八項中「半日勤務時間（通常の勤務日の勤務時間の二分の一に相当する勤務時間として）」を削り、「勤務時間をいう。以下同じ。」を「時間」に、「当該半日勤務時間」を「当該人事委員会規則で定める時間の勤務時間」に改める。

第四条中「八時間」を「七時間四十五分」に改める。

第十条中「及び半日勤務時間」を「勤務時間の割振り」に改める。

第十二条第一項第三号中「公庫の予算及び決算に関する法律（昭和二十六年法律第九十九号）第一条に規定する公庫」を「沖縄振興開発金融公庫」に改める。

（一般職の職員の給与に関する条例の一部改正）

第三条 一般職の職員の給与に関する条例（昭和二十六年山口県条例第二号）の一部を次のように改正する。

第十四条第二項中「八時間」を「七時間四十五分」に改める。

（一般職に属する学校職員の給与に関する条例の一部改正）

第四条 一般職に属する学校職員の給与に関する条例（昭和二十七年山口県条例第六号）の一部を次のように改正する。

第十六条第二項中「八時間」を「七時間四十五分」に改める。

（職員の育児休業等に関する条例の一部改正）

第五条 職員の育児休業等に関する条例（平成四年山口県条例第一号）の一部を次のように改正する。

第十二条中「二十時間、二十四時間又は二十五時間」を「十九時間二十五分、十九時間三十五分、二十三時間十五分又は二十四時間三十五分」に改める。

第十七条の表第十四条第一項の項及び第十八条の表第十六条第一項の項中「八時間」を「七時間四十五分」に改める。

第二十六条中「十六時間から三十二時間まで」を「十五時間三十分から三十一時間まで」に、「三十二時間」を「三十一時間」に改める。

(一般職の任期付研究員の採用等に関する条例の一部改正)

第六条 一般職の任期付研究員の採用等に関する条例(平成十四年山口県条例第四十九号)の一部を次のように改正する。

第七条第二項中「八時間」を「七時間四十五分」に改める。

(一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正)

第七条 一般職の任期付職員の採用等に関する条例(平成十四年山口県条例第五十号)の一部を次のように改正する。

第十一条中「十六時間から三十二時間まで」を「十五時間三十分から三十一時間まで」に、「三十二時間」を「三十一時間」に改める。

(職員の修学部分休業に関する条例の一部改正)

第八条 職員の修学部分休業に関する条例(平成十七年山口県条例第四号)の一部を次のように改正する。

第二条第二項中「二十時間」を「当該職員の一週間当たりの通常の勤務時間の二分の一」に、「三十分」を「五分」に改める。

#### 附 則

この条例は、平成二十一年四月一日から施行する。ただし、第一条中職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例第十二条第一項第三号の改正規定及び第二条中学校職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例第十二条第一項第三号の改正規定は、公布の日から施行する。

山口県税賦課徴収条例及び山口県収入証紙条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十一年三月十七日

山口県知事 二 井 関 成

山口県条例第十三号

## 山口県税賦課徴収条例及び山口県収入証紙条例の一部を改正する条例

## (山口県税賦課徴収条例の一部改正)

第一条 山口県税賦課徴収条例(昭和二十五年山口県条例第三十九号)の一部を次のように改正する。

第八十九条第一項中「で年齢十八歳未満のもの」を削り、「又は精神障害者」の下に、「以下「身体障害者等」という。」「を加え、「当該身体障害者若しくは精神障害者(以下「身体障害者等」という。))」を、「当該身体障害者等」に改め、同条第二項中「前項」を「第一項」に改め、「前七日」の下に、「(賦課期日後に同項に該当することとなつたときは、当該賦課期の属する年度の二月末日)」「を、「されてい  
る際」の下に、「(当該税額の納付後に同項に該当することとなつたときは、当該納付の日の属する年度の二月末日まで)」「を加え、同項を同  
条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 前項の規定により減免することができる金額は、次の各号に掲げる自動車の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める金額(賦課期日後に納税義務が発生し、又は同項に該当することとなつた場合にあつては減免の申請のあつた日の属する月の翌月から、賦課期日後に納税義務が消滅した場合にあつてはその消滅した日の属する月まで、月割をもつて計算した金額)とする。

- 一 当該自動車に対する自動車税の税率が年額四万五千円以下のもの 当該税率の年額
- 二 当該自動車に対する自動車税の税率が年額四万五千円を超えるもの 四万五千円

第七十七条の十四第一項第三号中「当該身体障害者等が身体障害者で年齢十八歳未満のものである場合又は精神障害者である場合には、「を削り、同条第三項中「第八十九条第二項」を「第八十九条第三項」に改め、「前七日」の下に、「(賦課期日後に同項に該当することとなつたときは、当該賦課期の属する年度の二月末日)」「を加え、「際」に「とあるのは」を「際(当該税額の納付後に同項に該当することとなつたときは、当該納付の日の属する年度の二月末日まで)」「とあるのは」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項中「前項第一号」を「第一項第一号」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 前項の規定により減免することができる額は、次に掲げる額に当該自動車に係る自動車取得税の税率を乗じて得た額を限度とする。

- 一 前項第一号及び第二号に掲げる自動車の取得にあつては、当該自動車の取得価額
- 二 前項第三号に掲げる自動車の取得にあつては、次に掲げる額

イ 当該自動車の取得価額が三百万円以下の場合、当該取得価額

ロ 当該自動車の取得価額が三百万円を超える場合は、三百万円(当該取得価額に身体障害者等の利用に供するための構造変更を要した



金額又は身体障害者が運転するための構造変更に必要な金額が含まれるときは、三百万円に当該構造変更に必要な金額を加算した額）  
 第百十六条の次に次の一条を加える。

(免税軽油使用者証交付等手数料)

第百十六条の二 免税軽油使用者証の交付、再交付又は書換えを受けようとする者は、手数料を納付しなければならない。

2 前項の手数料の額は、交付、再交付又は書換え一件につき五百円とする。

附則第九条の五第一項中「及び第二項」の下に「並びに第八十九条第二項」を加え、同項の表に次のように加える。

第八十九条第二項第一号	四万五千円	四万九千五百円
第八十九条第二項第二号	四万五千円	四万九千五百円

(山口県収入証紙条例の一部改正)

第二条 山口県収入証紙条例(昭和三十九年山口県条例第八号)の一部を次のように改正する。

第二条第一号中「第十五条第一項」の下に「及び第百十六条の二第一項」を加える。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成二十二年四月一日から施行する。ただし、第一条中山口県税賦課徴収条例第百十六条の次に一条を加える改正規定及び第二條の規定は、平成二十一年四月一日から施行する。

(自動車税に関する経過措置)

2 第一条の規定による改正後の山口県税賦課徴収条例(以下「改正後の条例」という。)第八十九条の規定は、平成二十二年度以後の年度分の自動車税について適用し、平成二十一年度分までの自動車税については、なお従前の例による。

(自動車取得税に関する経過措置)

3 改正後の条例第七條の十四の規定は、平成二十二年四月一日以後の自動車の取得に対して課すべき自動車取得税について適用し、同日前の自動車の取得に対して課する自動車取得税については、なお従前の例による。

(軽油引取税に関する経過措置)

4 免税軽油使用者証の交付、再交付又は書換えのための書類が郵便又は信書便により提出され、かつ、その郵便物又は信書便物の通信日付印により表示された日(その表示がないとき、又はその表示が明らかでないときは、その郵便物又は信書便物について通常要する送付日数を基準としたときにその日に相当するものと認められる日。以下「表示日」という。)が平成二十一年四月一日前であるときは、表示日にその提出がされたものとみなして、改正後の条例第百十六条の二の規定を適用する。

山口県産業廃棄物税条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十一年三月十七日

山口県知事 二 井 関 成

#### 山口県条例第十四号

山口県産業廃棄物税条例の一部を改正する条例

山口県産業廃棄物税条例(平成十五年山口県条例第四十号)の一部を次のように改正する。

附則第六項を削る。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(検討)

2 知事は、この条例の施行後五年を目途として、山口県産業廃棄物税条例の施行の状況、社会経済情勢の推移等を勘案し、必要があると認めるときは、同条例の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

山口県使用料手数料条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十一年三月十七日

山口県知事 二 井 関 成

山口県条例第十五号

山口県使用料手数料条例等の一部を改正する条例

(山口県使用料手数料条例の一部改正)

第一条 山口県使用料手数料条例(昭和三十一年山口県条例第一号)の一部を次のように改正する。

第二条第三項の表経営事項審査手数料(経営状況分析に係る部分に限る。)の項の次に次のように加える。

建築士免許等手数料

建築士法(昭和二十五年法律第二百二号)第十条の二十第一項の規定による指定を受けた者

第二条第三項の表建築士試験手数料の項中、「(昭和二十五年法律第二百二号)第十五条の十七第一項」を、「第十五条の六第一項」に改め、同項の次に次のように加える。

建築士事務所登録手数料

建築士法第二十六条の三第一項の規定による指定を受けた者

別表第一の1の表2の項中、「二千円」を、「二千五百円」に改め、別表第一の2の表8の項高压ガス製造保安責任者試験手数料に関する部分中「一万円」を、「九千円」に、「九千四百円」を、「八千四百円」に改め、同項高压ガス販売主任者試験手数料に関する部分中「八千五百円」を「七千六百円」に、「六千七百円」を、「六千円」に改め、同表十一の項液化石油ガス設備士試験手数料に関する部分中、「二万三千元」を、「二万七百元」に、「二万二千五百円」を、「二万二百円」に改め、別表第一の3の表1の項の(一)中

一万八千円	一万八千九百円
二万四千元	二万五千二百円
三万七千五百円	三万九千三百円
四万二千元	四万四千円
七万九千五百円	八万三千四百円
七千五百円	七千八百円

三万六千円	三万円 三十一万八千円 十六万八千円 十五万円 九万六千円 七万二千円	二万二千五百円 二十三万八千五百円 十二万六千円 十一万二千五百円 七万二千円 五万四千円	一万五千円 十五万九千円 八万四千円 七万五千円 四万八千円 三万六千円
-------	--	--	---

を

三万七千八百円	三万二千二百円 三十三万三千六百円 十七万六千四百円 十五万七千二百円 十万八百元 七万五千六百円	二万三千四百円 二十五万二百円 十三万二千三百円 十一万七千九百元 七万五千六百円 五万六千七百円	一万五千六百円 十六万六千八百円 八万八千二百円 七万八千六百円 五万四百円 三万七千八百円
---------	--	--	---

に改め、同項の(二)中「二百六十円」を「二百七十円」に、「三百八十円」を

<p>十九万二千円 十四万四千円</p>	<p>四万五千円 四十七万七千円 二十五万二千円 二十二万五千円 十四万四千円 十万八千円</p>	<p>三万円 三十一万八千円 十五万円 十六万八千円 九万六千円 七万二千円</p>	<p>一万五千円 十五万九千円 八万四千円 七万五千円 四万八千円</p>
<p>二十万千六百元 十五万二千二百円</p>	<p>四万六千八百円 五十万四五百円 二十六万四千六百元 二十三万五千八百円 十五万二千二百円 十一万三千四百円</p>	<p>三万二千二百円 三十三万三千六百元 十七万六千四百円 十五万七千二百円 十万八百元 七万五千六百元</p>	<p>一万五千六百元 十六万六千八百円 八万八千二百円 七万八千六百元 五万四四百円</p>

三十万円	三十一万四千四百円
三十三万六千円	三十五万二千八百円
六十三万六千円	六十六万七千二百円
六万円	六万二千四百円

「三百九十円」に改め、同項の(二)中「三百十円」を「三百二十円」に改め、同表九の項中「五千百円」を「五千二百円」に、「四千円」を「四千百円」に改め、同表十の項中「二万三千円」を「二万三千五百円」に、「一万七千円」を「一万七千三百円」に、「一万円」を「一万千二百円」に、「一万五千円」を「一万五千三百円」に改め、別表第一の4の表一の項の(一)中「百二十円」を「二百円」に、「百九十円」を「三百円」に、「百円」を「百六十円」に、「百六十円」を「二百四十円」に改め、同項の(二)中「一万九千九百十円」を「二万九百六十円」に、「一万六千二百十円」を「一万千三百十円」に、「二万五千七百九十円」を「三万二千八十円」に、「五百四十円」を「六百四十円」に改め、同項の(三)中「二百十円」を「六百円」に、「五百六十円」を「九百円」に、「千七百円」を「二千七百円」に、「百六十円」を「二百七十円」に、「三千四百十円」を「五千四百円」に、「三百二十円」を「五百四十円」に改め、同表三の項中「一万六千円」を「一万六千三百円」に、「九千六百円」を「一万百五十円」に改め、同表五の項及び六の項中「六千九百円」を「七千三百円」に改め、同表十の項中「七千円」を「八千円」に改め、同表十五の二の項及び十五の四の項中「二千二百円」を「二千円」に改め、同表二十四の項中「五千三百円」を「五千二百円」に、「四千円」を「三千九百円」に、「千百円」を「千円」に、「二千九百円」を「二千八百円」に改め、同表二十五の項中「千九百円」を「千八百円」に改め、別表第一の5の表一の項新生児管理料に関する部分の次に次のように加える。

新生児聴覚 検査料	一回につき	四千九百円
--------------	-------	-------

別表第一の5の表一の項予防接種料に関する部分中「八千円」を「一万千円」に改め、同表六の項の(四)中「七百十円」を「七百三十円」に、「三万九千九百六十円」を「四万千五百十円」に、「三千八百七十円」を「三千九百八十円」に、「二千三十円」を「二千九十円」に、「千三百二十円」を「千三百五十円」に、「二千六百五十円」を「二千七百二十円」に、「三百四十円」を「三百五十円」に、「八百三十円」を「八百五十円」に、「千六百八十円」を「千七百三十円」に、「千八十円」を「千百十円」に改め、同項の(五)を次のように改める。

(五) 鉱泉	理 化 学 検 査	(1) 小 分 析	一件につき	二万七千七百円
	(2) 中 分 析	一件につき	十万七千三百円	
	(3) ラドン測定	一件につき	一万千五百円	
	(4) 可燃性天然ガス濃度測定	一件につき	八千円	

別表第一の5の表六の項の(六)中「五千九百三十円」を「六千円」に、「一万三千二百五十円」を「一万三千六百四十円」に、「九万三千百七十円」を「九万五千九百六十円」に、「六千六百四十円」を「六千八百三十円」に、「三万三千八百四十円」を「三万四千八百五十円」に、「千九百三十円」を「千九百八十円」に改め、同項の(七)中「五千九百三十円」を「六千円」に、「一万三千二百五十円」を「一万三千六百四十円」に、「九万三千百七十円」を「九万五千九百六十円」に、「千九百三十円」を「千九百八十円」に改め、同項の(八)中「五千九百三十円」を「六千円」に、「一万三千二百五十円」を「一万三千六百四十円」に、「九万三千百七十円」を「九万五千九百六十円」に、「八千三百円」を「八百五十円」に、「五千三百二十円」を「五千四百七十円」に、「二万五千三百八十円」を「二万六千三百三十円」に改め、同項の(九)中「二千八百九十円」を「二千九百七十円」に、「五千三百二十円」を「五千四百七十円」に改め、同項の(十)中「三百四十円」を「三百五十円」に、「五百九十円」を「六百円」に改め、同項の(十一)中「七百十円」を「七百三十円」に、「九百五十円」を「九百七十円」に、「三千十円」を「三千百円」に改め、同項の(十二)中「五千九百三十円」を「六千円」に、「一万三千二百五十円」を「一万三千六百四十円」に、「九万三千百七十円」を「九万五千九百六十円」に、「四万五千九百七十円」を「四万七千三百四十円」に、「五千三百二十円」を「五千四百七十円」に、「九千三百十円」を「九千五百八十円」に、「二千二百八十円」を「二千三百四十円」に、「二万三千八百五十円」を「二万四千五百六十円」に改め、同項の(十三)中「五千九百三十円」を「六千円」に、「一万三千二百五十円」を「一万三千六百四十円」に、「九万三千百七十円」を「九万五千九百六十円」に、「四万五千九百七十円」を「四万七千三百四十円」に、「五万八千百四十円」を「五万九千八百四十円」に、「八百三十円」を「八百五十円」に、「五千三百二十円」を「五千四百七十円」に、「三千二百六十円」を「三

<p>「 准看護師免許証の再 交付 」</p>	<p>一件につき</p>	<p>四千百円</p>	<p>を</p>
<p>「 准看護師再教育研修 の実施 」</p>	<p>一件につき</p>	<p>四千百円</p>	<p>を</p>
<p>(1) 戒告の処分を 受けた者に係る もの</p>	<p>一件につき</p>	<p>四万八千円</p>	<p>を</p>
<p>(2) 業務の停止の 処分を受けた者 又は再免許を受</p>	<p>一件につき</p>	<p>八万四千円</p>	<p>に改め、同表十六の項中「六千七百円」を「七千四</p>



けようと  
する者に  
係るもの

准看護師再教育研修  
を修了した旨の登録

准看護師再教育研修  
修了登録証の書換え  
交付

准看護師再教育研修  
修了登録証の再交付

一件につき

一件につき

一件につき

五千六百元

三千四百元

四千百元

百円」に、「三千二百円」を、「三千五百円」に改め、同表十八の項中「二万七千二百円」を、「三万二百円」に、「一万四千七百円」を、「一万六千三百円」に、「一万二百円」を、「一万千三百円」に、「六千四百円」を、「七千円」に、「五千二百円」を、「五千九百円」に、「二千四百円」を、「二千九百円」に、「四千円」を、「四千五百円」に改め、同表十九の項中「一万五百円」を、「一万千六百円」に改め、同表二十の項中「三千九百円」を、「四千三百円」に、「二千七百元」を、「三千円」に、「一万千五百円」を、「一万二千六百円」に改め、同表二十一の項中「一万四千六百円」を、「一万六千円」に、「三千九百円」を、「四千三百円」に、「二千七百元」を、「三千円」に改め、同表二十四の項の(一)中「十四万九千八百円」を、「十六万三千八百円」千九百円」を、「四千三百円」に、「二千七百元」を、「三千円」に改め、同表二十四の項の(二)中「十四万九千八百円」を、「十六万三千八百円」に、「十三万千六百円」を、「十四万四千二百円」に、「五万八千八百円」を、「六万四千五百円」に、「九万五千円」を、「十万七千七百円」に改め、同項の(三)中「十三万八千円」を、「十四万九千九百円」に、「十一万五千円」を、「十二万六千六百円」に、「四万七千七百円」を、「五万九千九百円」に、「六万九千九百円」を、「七万六千三百円」に改め、同項の(四)中「九万円」を、「九万九千五百円」に、「八万五千円」を、「九万四千六百円」に、「四万七千六百円」を、「五万二千三百円」に、「四万四千八百円」を、「四万八千四百円」に、「三万九千九百円」を、「四万三千八百円」に、「三万三千五百円」を、「三万七千円」に改め、同項の(五)中「五万七千七百円」を、「五万五千三百円」に、「四万八千円」を、「五万九千九百円」に、「二万四千四百円」を、「二万六千二百円」に、「二万六千四百円」を、「二万八千四百円」に、「二万五千二百円」を、「二万七千八百円」に改め、同項の(六)中「八万千円」を、「八万九千六百円」に、「七万七千円」を、「八万三千九百円」に、「四万千三百円」を、「四万四千五百円」に、「三万九千二百円」を、「四万三千四百円」に、「三万五千七百円」を、「三万九千九百円」に、「三万七百元」を、「三万三千五百円」に改め、同項の(七)中「二十一万三千円」を、「二十三万四千円」に、「五万三千四百円」を、「五万八千円」に、「八万六千七百円」を、「九万三千

四百円」に、「五万三千二百円」を「五万八千四百円」に改め、同項の(七)中「十万八千円」を「十一万八千三百円」に、「二万二千三百円」を「二万四千三百円」に、「三万四千九百円」を「三万八千五百円」に、「二万三千円」を「二万五千五百円」に改め、同項の(八)中「四万八千七百円」を「五万三千八百円」に、「十万四千円」を「十一万二千四百円」に、「二千円」を「二千三百円」に、「二万八千七百円」を「三万二千五百円」に、「七万二千八百円」を「七万九千六百円」に、「千円」を「千五百円」に、「一万三千二百円」を「一万四千七百円」に、「三万九千二百円」を「四万三千三百円」に改め、同項の(九)中「七万千円」を「七万八千八百円」に、「四万八千七百円」を「五万三千円」に、「一万七千七百円」を「一万九千五百円」に改め、同項の(十)中「二千円」を「二千二百円」に、「二千九百円」を「三千百円」に改め、同表二十六の二の項を次のように改める。

二十の二 介護サービス 情報公表 に関する 事務		特定施設入居者生活介護、地域密着型介護施設入居者生活介護、福祉型介護施設、老人福祉施設、生活介護施設、保健施設、介護療養施設、介護予防施設、施設入居者生活介護に係る調査	一件につき	三万二千円
介護サービス 情報公表 手数料	介護サービス 情報調査 手数料	その他の介護サービスに係る調査	一件につき	一万円

別表第一の6の表三の項特定計量器検定手数料に関する部分の(一)中「五百五十円」を「五百八十円」に改め、同部分の(二)中

千五十円	を	千百十円	に、「千六百五十円」を「千七百五十円」に、「二千五十円」を「二千六百
------	---	------	------------------------------------

千二百五十円  
 千三百二十円

十円」に、「二千三百五十円」を、「二千四百八十円」に、

百円  
 百九十円

百円  
 二百円

を

に、「三百四十

円」を、「三百五十円」に、

五百二十円  
 九百円

五百五十円  
 九百五十円

に、「千五百五十円」を、「千六百三十円」に、

「二千四百五十円」を、「二千五百九十円」に、「六千五百五十円」を、「六千四百九十円」に、「七千七百五十円」を、「八千八十円」に、「一万四千四百円」を、「一万千七百六十円」に、「一万四千五百五十円」を、「一万四千九百四十円」に、「一万八千九百円」を、「一万九千九百十円」に、「二万二千三百円」を、「二万二千三百二十円」に、「三万七千八百円」を、「三万九千七百七十円」に、

百七十円  
 二百円

百八十円  
 二百十円

を

に、「二百七十円」を、「二百八十円」に、「三百六十円」を、「三百八十円」

に、「五百六十円」を、「五百八十円」に、「千円」を、「千五十円」に、「千七百円」を、「千七百九十円」に、「二千九百円」を、「三千九百円」に、「六千六百円」を、「六千九百七十円」に、「八千四百円」を、「八千八百二十円」に、「一万二千四百円」を、「一万三千五十円」に、

「一万五千二百円」を「一万六千円」に、「一万九千九百円」を「二万九千八百円」に、「二万三千四百円」を「二万三千六百円」に、「三万八千九百円」を「四万七千九百円」に、「二百二十円」を「二百三十円」に、「二百三十円」を「二百四十円」に、「二百九十円」を「三百円」に、

三百円	を	三百円
-----	---	-----

に改め、同部分の(三)中

百七十円	を	百八十円
------	---	------

に、「千六百五十円」を「千七百三十円」に、「五百九十円」を「六百二十円」に、「千五百五十円」を「千六百三十円」に、「二千五十円」を「二千五百五十円」に、「六千四百円」を「六千八百十円」に、「二千円」を「二千九百九十円」に、「四千元」を「四千七百七十円」に、「二千二百五十円」を「二千三百八十円」に、「四千二百円」を「四千四百五十円」に改め、同部分の(四)中「九百三十円」を「九百八十円」に改め、同部分の(五)中

千五十円	を	千百十円
------	---	------

に、「千六百五十円」を「千七百五十円」に、「二千五十円」を「二千六百

千二百五十円	を	千三百二十円
--------	---	--------

十円」に、「二千三百五十円」を「二千四百八十円」に、「二千四百五十円」を「二千五百九十円」に、「六千五百五十円」を「六千四百九十円」に、「七千七百五十円」を「八千八百八十円」に、「一万四千四百円」を「一万四千九百九十円」に、「一万四千五百五十円」を「一万四千九百四十円」に、「一万八千九百円」を「一万九千九百十円」に、「二万三千三百円」を「二万二千三百二十円」に、「三万七千八百円」を「三万九千七百七十円」に改め、同部分の(六)中「五百三十円」を「五百五十円」に、「九百二十円」を「九百六十円」に、

千五百円	を	千六百十円
------	---	-------

二千七百円  
六千三百円

を

二千九百四十円  
六千六百十円

に、「八千二百円」を、「八千六百五十円」に、「一万九百円」を、「一万二

千五百三十円」に、「一万四千九百円」を、「一万五千六百九十円」に、「一万九千三百円」を、「二万三百十円」に、「二万五千五百円」を、「二万二千六百四十円」に、「三万八千三百円」を、「四万九百九十円」に、「九百八十円」を、「千二十円」に、「九百三十円」を、「九百八十円」に、「千五十円」を、「千二百十円」に、「千五百五十円」を、「千六百三十円」に、

千六百円  
二千二百円

を

千六百七十円  
二千百六十円

に、「二千六百円」を、「二千七百二十円」に、「三千四百円」を、「三千五百

五十円」に、

六千三百円

を

六千六百七十円

に、「四百七十円」を、「四百九十円」に、「千円」を、「千二十

円」に改め、同項特定計量器装置検査手数料に関する部分中、「七百元」を、「七百五十円」に改め、同項特定計量器定期検査手数料に関する部

分中

千四百円  
千八百円

を

千四百三十円  
千八百五十円

に、「二千二百円」を、「二千二百九十円」に、「三千百円」を、「三千二

百九十円」に、「二百五十円」を、「二百六十円」に、

五百円

を

五百四十円

に、「千五百円」を

「千六百元」に、「二百元」を、「二百六十元」に、「三千七百元」を、「三千九百二十元」に、「六千九百元」を、「七千二百六十元」に、「一万七百元」を、「一万二千八百八十元」に、「一万五千元」を、「一万五千八百十元」に、「一万九千九百元」を、「二万百円」に、「二万六百元」を、「二万二千六百七十元」に、「二万九千八百元」を、「三万三千三百三十元」に、「五万二千二百元」を、「五万三千七百六十元」に改め、同項特定計量器指定製造事業者検査手数料に関する部分中、「四十二万六千三百元」を、「四十四万七千五百七十元」に改め、同項基準器検査手数料に関する部分の(一)中、「一万三千四百元」を、「一万四千七十元」に改め、同部分の(二)中

九百円

九百三十円

「一万四千五百元」を、「一万六千三百九十元」に、「八千八百元」を、「九千二百六十元」に、「五千三百元」を、「五千四百元」に、「七千八百元」を、「八千二百元」に、「一万五百元」を、「一万七千七十元」に、「一万四千元」を、「一万四千二百八十元」に、「四千九百元」を、「五千三百二十元」に、「三十三百五十元」を、「三千五百二十元」に、「五千三百元」を、「五千

「六千九百元」を、「七千二百二十元」に、

一万四千四百円	二万千百円
---------	-------

を

一万二千二百七十円	三万三千三百四十円
-----------	-----------

に、「三千二百元」を、「三千四百

六	肥料の登録 務に関する事	肥料登録手 数料	肥料取締法(昭和二十 十五年法律第二百十 七号)第四条第一項 第六号又は第七号に 掲げる肥料の登録	一件につき	三万五千円
---	-----------------	-------------	---	-------	-------

円」に、「七千円」を「七千四百円」に改め、同部分の(三)中、「一万三千六百円」を「一万四千円」に、「三万五千三百円」に改め、同表四の項中、「十六万二千六百円」を「十七万八千七百円」に改め、同表五の項中、「五万三千八百円」を「五万六千四百四十円」に、「千七百五十円」を「千八百五十円」に、「七百六十円」を「八百十円」に、「三百七十円」を「三百八十円」に改め、同表六の項中、「二千五百五十円」を「二千六百八十円」に、「七千四百円」を「七千七百八十円」に改め、同表八の項中、「一万二千円」を「一万七千円」に改め、同表九の項中、「六千七百円」を「八千円」に改め、同表十の項中、「五万二千円」を「五万五千円」に、「三万三千円」を「三万五千円」に改め、同表十三の項中、「七千六百円」を「八千円」に、「八千四百円」を「八千九百円」に改め、同表十四の項中、「三万六千円」を「三万七千七百円」に、「一万六千円」を「一万七千円」に改め、同表二十一の項中、「一万五千七百円」を「一万六千五百円」に改め、別表第一の7の表一の項中、「五百円」を「六百二十円」に改め、同表六の項を次のように改める。

円」に、	六千四百円	七千八十円	八千八百円
を	七千九百円	六百七十円	八百二十円
に、	八千五百六十円	九千二百四十円	四万八千円
を	六百五十円	六百八十円	五百円

	肥料取締法第四条第一項第六号又は第七号に掲げる肥料の登録の更新	
	一件につき	七千八百円

別表第一の7の表七の項の(一)中「千五百三十円」を「千六百五十円」に、「五千四百三十円」を「五千九百九十円」に、「三千四百七十円」を「三千八百四十円」に、「七千三百十円」を「七千九百二十円」に、「五千四百九十円」を「六千三百円」に、「五万五千九百六十円」を「六万八百元」に改め、同項の(二)中「千五百三十円」を「千六百五十円」に、「五千七百円」を「六千二百六十円」に、「四千七百三十円」を「五千二百九十円」に、「五万五千九百六十円」を「六万八百元」に改め、同項の(三)中「八千円」を「八千八百九十円」に、「六千二十円」を「六千八百七十円」に、「五万五千九百六十円」を「六万八百元」に改め、同表十二の項中「千円」を「千五百円」に改め、同表十三の項中「二千八百円」を「二千九百六十円」に、「七百六十円」を「八百二十円」に改め、同表十四の項中

「千八百円」を「千九百二十円」に、「千七百円」を「千八百二十円」に、「一万六千八百円」を「一万八千四百円」に、「二万八千三百三十円」を「三万七千八百円」に改め、同表十五の項中「五千七百円」を「六千二百円」に改め、同表十六の項中

「二百円」を「二百四十円」に、「二百四十円」を「二百円」に、「五十円」を「六十円」に、「三百八十円」を「三百九十円」に、「五百七十円」を「五百九十円」に、「六百円」を「六百二十円」に、「千五百円」を「千百二十円」に、「八百七十円」を「九百十円」に、「四百三十円」を「四百五十円」に、

「二百十円」を「二百円」に改め、同表十七の項中「千三百円の範囲内で一ほう群につき五十円」を「二百十円」に改め、同表十八の項中「一万七千円」を「一万八千円」に、「四万三千円」を「四万四

千三百円の範囲内で一ほう群につき百五十円」に改め、同表十八の項中「一万七千円」を「一万八千円」に、「四万三千円」を「四万四



千円」に改め、同表二十の項及び二十一の項中「七千九百円」を「八千二百円」に改め、同表二十一の項中「二万九千円」を「三万千円」に、「七千四百円」を「七千四百円」に改め、同表二十三の項中「千十円」を「千三十円」に、「二千五百三十円」を「二千六百二十円」に、「五千三百十円」を「五千五百二十円」に、

三千六百四十円	三千八百六十円
千五百四十円	千六百五十円
千五百四十円	千六百五十円
三千六百四十円	三千八百円

に改め、同表二十五の項中「五百六十円」を「六百円」に改め、同表二十六

の項中「四万円」を「四万円」に、「三千五百六十円」を「三千八百八十円」に改め、同表二十七の項中「六十円」を「九百七十円」に改め、同表二十九の項中「六千四百円」を「六千五百六十円」に、「一万四千円」を「一万五千四百十円」に、「三千五百円」を「三千五百七十円」に改め、同表三十の項中「五千九百円」を「六千五百十円」に、「三万六千円」を「三万六千三百五十円」に、「五千二百二十円」に、「三千六百円」を「三千八百五十円」に、「一万四千四百円」を「五千八百二十円」に証明に係る事実の確認の回数に乗じて得た額」に改め、別表第一の8の表十九の項中「千三百五十円」を「千四百円」に、「九百円」を「千円」に、「千四百五十円」を「千五百五十円」に、「二千六百円」を「二千八百五十円」に、「四千二百五十円」を「四千七百円」に改め、同表二十の項中「三千二百五十円」を「三千四百五十円」に改め、同表二十二の項中「四万八千円」を「四万九千円」に、「四十六万円」を「四十七万円」に改め、同表二十三の項中「四万七千円」を「四万八千円」に改め、同表二十四の項中「四万五千円」を「四万六千円」に改め、同表二十六の項建築物建築等許可申請手数料に関する部分中「二十三万八千円」を「二十四万三千円」に、「六千四百円」を「六千五百円」に改め、同表二十七の項中「七万八千円」を「七万九千円」に、「六千四百円」を「六千五百円」に改め、同表二十八の項を次のように改める。

二十 建築士免許 に関する事	建築士免許 等手数料	建築士の免許 建築士免許証の書換 え交付	一件につき	一万九千二百円
			一件につき	五千九百円

八  
務

建築士試験 手数料	付 建築士免許証の再交	一件につき	五千九百円
		一件につき	一万六千九百円

別表第一の8の表二十九の項中「一万五千元」を「一万六千元」に、「一万元」を「一万千元」に改め、同表三十の項中「五十二万円」を「五十二万円」に、「六十六万円」を「六十七万円」に、「八十七万円」を「八十九万円」に、「六千二百円」を「六千三百円」に、「八千六百円」を「八千七百円」に、「五万八千円」を「五万九千円」に改め、同表三十一の項の(一)中「四万七千円」を「四万八千円」に、「六万七千円」を「六万八千円」に改め、同表三十二の項の(一)中「八千六百円」を「八千七百円」に、「八万六千円」を「八万七千円」に、「六万五千元」を「六万六千元」に、「四十八万円」を「四十九万円」に、「五十一万円」を「五十二万円」に、「六十六万円」を「六十七万円」に、「八十七万円」を「八十九万円」に改め、同項の(二)中「八十七万円」を「八十九万円」に改め、同項の(三)中「四万六千円」を「四万七千円」に、「六千九百円」を「七千円」に、「六万九千円」を「七万円」に、「九万七千円」を「九万九千円」に、「四百七十円」を「四百八十円」に改め、同表に次のように加える。

	一戸建ての建築物 (専ら人の居住の用に供するものに限る。以下この項において同じ。)	一件につき	四万七千円
	床面積の合計が百平方メートル以下のもの	一件につき	四万七千円
	床面積の合計が百平方メートルを超え五百平方メートル以下のもの	一件につき	十一万円
	床面積の合計が五百平方メートルを超え千平方メートル以下のもの	一件につき	十七万八千円

長期優良住宅  
等認定申請  
手数料

<p>備考</p> <p>1 住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成十一年法律第八十一号）第五条第一項の登録住宅性能評価機関による評価の結果を記載した書類（以下この項において「評価結果書」という。）により、長期優良住宅の普及の促進に関する法律（平成二十年法律第八十七号。以下この項において「法」という。）第六条第一項各号（第三号を除く。）に掲げる基準に適合しているこ</p>	<p>外の一戸建ての建築物以外の建築物</p>	<p>床面積の合計が千平方メートルを超え二千五百平方メートル以下のもの</p> <p>一件につき</p>	<p>三十五万千円</p>
	<p>床面積の合計が二千五百平方メートルを超え五千平方メートル以下のもの</p> <p>一件につき</p>	<p>六十二万九千円</p>	
	<p>床面積の合計が五千平方メートルを超え一万平方メートル以下のもの</p> <p>一件につき</p>	<p>百八万円</p>	
	<p>床面積の合計が一万平方メートルを超え二万平方メートル以下のもの</p> <p>一件につき</p>	<p>百九十九万九千円</p>	
	<p>床面積の合計が二万平方メートルを超え三万平方メートル以下のもの</p> <p>一件につき</p>	<p>二百八十五万七千円</p>	
	<p>床面積の合計が三万平方メートルを超えるもの</p> <p>一件につき</p>	<p>三百五十万千円</p>	

九三  
十

長期優良住宅  
建築等計画  
の認定等  
に関する  
事務

とが確認できる場合の手数料の金額は、一戸建ての建築物にあつては四万円を、一戸建ての建築物以外の建築物にあつては次に掲げる床面積の合計の区分に応じそれぞれ次に定める額を、それぞれ前記の手数料の金額から減じた金額とする。

一 百平方メートル以下のもの 四万円

二 百平方メートルを超え五百平方メートル以下のもの 九万九千円

三 五百平方メートルを超え千平方メートル以下のもの 十五万七千円

四 千平方メートルを超え二千五百平方メートル以下のもの 三十二万円

五 二千五百平方メートルを超え五千平方メートル以下のもの 五十七万二千円

六 五千平方メートルを超え一万平方メートル以下のもの 九十八万千円

七 一万平方メートルを超え二万平方メートル以下のもの 百八十三万六千円

八 二万平方メートルを超え三万平方メートル以下のもの 二百六十五万七千円

千円

九 三万平方メートルを超えるもの 三百二十八万八千円

2 法第六条第二項の規定による申出をする場合の手数料の金額は、二十二の項に規定する建築物等確認申請手数料の金額に相当する額を前記の手数料の金額に加算した金額とする。

3 同一の建築物について同時に二以上の申請が行われる場合の手数料の金額は、前記の手数料の金額を申請に係る戸数の合計数で除し、これに申請に係



長期優良住宅建築等計画変更認定申請手数料

備考

1 住宅の構造及び設備に変更が生じない場合であつて、評価結果書により、法第六条第一項第二号及び第四号から第六号までに掲げる基準に適合していることが確認できるときの手数料の金額は、次に掲げる変更に係る戸数の区分に応じ、それぞれ次に定める額を前記の手数料の金額から減じた金額とする。

- 一 一戸のもの 四千円
- 二 二戸以上五戸以下のもの 六千円
- 三 六戸以上十戸以下のもの 八千円
- 四 十一戸以上二十五戸以下のもの 一万六千円
- 五 二十六戸以上五十戸以下のもの 二万千円
- 六 五十一戸以上百戸以下のもの 二万七千円
- 七 百一戸以上二百戸以下のもの 四万八千円
- 八 二百一戸以上三百戸以下のもの 六万三千円
- 九 三百一戸以上のもの 七万九千円

2 法第八条第二項において準用する法第六条第二項の規定による申出をする場合の手数料の金額は、二十二の項に規定する建築物等確認申請手数料の金

百戸以下のもの 一件につき	十六万三千円
変更に係る戸数が二百一戸以上のもの 一件につき	十八万六千円

<p>教育職員検定の実施          免許法認定講習の実施          教育職員の免許状の有効期間の更新          教育職員の免許状の有効期間の延長          更新講習修了確認          更新講習修了確認の期限の延期          免許状更新講習の免除          教育職員免許法及び教育公務員特例法の一部を改正する法律第十九号（平成十九年法律第九十八号）附則第二条第三項第三号の確認</p>	<p>一件につき          一件につき          一件につき          一件につき          一件につき          一件につき          一件につき          一件につき</p>	<p>千七百円          千七百円          千五百円          二千三百円          二千三百円          千七百円          二千三百円          二千三百円</p>	<p>別表第一の9の表二の項中「二千八百四十円」を「三千九百円」に改め、同表七の項中「八十円」を「百円」に、「百三十円」を「百五十円」に、「六十円」を「八十円」に、「百円」を「百二十円」に改め、同表十一の項中「授与に」を「授与等に」に、</p>	<p>額に相当する額を前記の手数料の金額に加算した金額とする。          3 長期優良住宅建築等計画認定申請手数料に関する部分の備考3は、この場合に準用する。</p>
---	---	---	--	---

教育職員の免許状の有効期間の更新講習は、延長、更新講習の修了確認又は更新講習の修了確認の旨の通知書の交付

一件につき

千百円

「五千六百六十円」に、

金属くず類回収業に関する条例（昭和三十三年山口県条例第三十二号）第五条の許可証の書換え交付又は再交付

一件につき

百十円

を

金属くず類回収業に関する条例（昭和三十三年山口県条例第三十二号）第五条の許可証の書換え交付に関する条例第五条の許可証の再交付

一件につき

千三百九十円

に改め、同表九の二の項中「一万六千円」を「一万

三千円」に改め、同表十一の項中「二千百円」を「二千三百円」に改め、同表十五の項中

三百二十円  
四百三十円  
三百二十円  
五百五十円

を

四百六十円  
五百七十円  
四百四十円  
五百七十円

に改め、同項を同表十六の項とし、同表十四の項中「二千七百五十円」を

「二千六百五十円」に、





「一、五〇〇円」を「一、五三五円」に改め、同表開門の項中「一八八円」を「一九二円」に、「二八三元」を「二八九円」に、「三七七円」を「三八五円」に改め、同表輸送施設の項中「三円一五銭」を「三円二銭」に、「一、五七五円」を「一、六一円」に改め、別表の二の表岸壁の項中「二円三〇銭」を「二円三五銭」に、「二円二〇銭」を「二円二四銭」に、「九円四五銭」を「九円六六銭」に、「九円とし」を「九円二〇銭とし」に改め、同表泊地の項中「一〇五円」を「一〇七円」に、「二三〇円」を「二三五円」に、「四七一円」を「四八一円」に、「九四五円」を「九六六円」に改め、同表給水施設の項中「三〇〇円」を「三〇六円」に改め、同表起重機の項中「二三〇円」を「二三五円」に、「一、五七五円」を「一、六一円」に、「三八八円」を「三九六円」に、「二、八三五円」を「二、九〇〇円」に、「五四五円」を「五五七円」に、「三、九三六円」を「四、〇二六円」に改める。

(山口県港湾施設管理条例の一部改正)

第三条 山口県港湾施設管理条例(昭和三十一年山口県条例第十三号)の一部を次のように改正する。

別表第一の一の項中「五円十四銭」を「五円二十五銭」に、「五円三十九銭」を「五円五十一銭」に、「三円九十二銭」を「四円一銭」に、「四円十一銭」を「四円二十銭」に、「二円五十七銭」を「二円六十二銭」に、「二円六十九銭」を「二円七十五銭」に、

「一円」を「二円四銭」に、「二円十銭」を「二円十四銭」に、「一円四十五銭」を「一円四十八銭」に、「一円

五十二銭」を「一円五十五銭」に、「五円八十七銭」を「六円」に、「六円十六銭」を「六円三十銭」に、「四円六十九銭」を「四円七十九銭」に、「四円九十二銭」を「五円三銭」に、「三円五十二銭」を「三円六十銭」に、「三円六十九銭」を「三円七十七銭」に、「二円七十六銭」を「二円八十二銭」に、「二円八十九銭」を「二円九十五銭」に、「二円三十四銭」を「二円三十九銭」に、「二円四十五銭」を「二円五十銭」に、「七円八十三銭」を「八円一銭」に、「八円二十二銭」を「八円四十銭」に、「六円二十六銭」を「六円四十銭」に、「六円五十七銭」を「六円七十二銭」に、「四円七十銭」を「四円八十銭」に、「四円九十三銭」を「五円四銭」に、「三円八十七銭」を「三円九十五銭」に、「三円十二銭」を「三円十九銭」に、「三円二十七銭」を「三円三十四銭」に改め、同表二の項中「六円六十銭」を「六円七十五銭」に、「六円九十三銭」を「七円八銭」に、「七円八十銭」を「七円九十七銭」に、「八円十九銭」を「八円三十七銭」に、「十円四十銭」を「十円六十三銭」に、「十円九十二銭」を「十一円十七銭」に改め、同表六の項中「三百八十八円」を「三百九十六円」に、「四百八円」を「四百十七円」に、「七百七十六円」を「七百九十三円」に、「六万六千五百五十円」を「六万七千六百七十円」に、「十八円九十銭」を「十九円三十銭」に、「三百六十六円」を「三百七十四円」に改める。

## (山口県漁港管理条例の一部改正)

第四条 山口県漁港管理条例(昭和三十五年山口県条例第四十七号)の一部を次のように改正する。

別表第一使用料の項中「六百三十円」を「六百四十四円」に、「七百八十六円」を「八百四円」に、「九百四十五円」を「九百六十六円」に、「千一百円」を「千二百十六円」に、「千四百十六円」を「千四百四十八円」に、「千八百九十円」を「千九百三十三円」に、「二千三百六十一円」を「二千四百五十五円」に、「三千百五十円」を「三千二百二十二円」に、「四十六円」を「四十七円」に、「七十八円」を「七十九円」に、「百十円」を「百十二円」に、「百五十六円」を「百五十九円」に、「二百三十五円」を「二百四十円」に、「三百十五円」を「三百二十二円」に、「三百九十三円」を「四百二元」に、「四百七十一円」を「四百八十一円」に、「七百五十円」を「七百六十七円」に改める。

## (山口県河川流水占用料等徴収条例の一部改正)

第五条 山口県河川流水占用料等徴収条例(平成十二年山口県条例第四号)の一部を次のように改正する。

別表第一の二の項中「五千八百八十円」を「六千九十円」に改める。

## 附 則

## (施行期日)

1 この条例は、平成二十一年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- 一 第一条中山口県使用料手数料条例別表第一の五の表七の項の改正規定 公布の日の翌日
- 二 第一条中山口県使用料手数料条例別表第一の四の表二十四の項及び二十五の項の改正規定 平成二十一年四月十六日
- 三 第三条の規定 平成二十一年五月一日
- 四 第一条中山口県使用料手数料条例別表第一の11の表十四の項の改正規定(「二千七百五十円」を「二千六百五十円」に改める部分を除く。)及び同条例別表第二の五の項(運転免許証交付等手数料に関する部分を除く。)の改正規定 平成二十一年六月一日
- 五 第一条中山口県使用料手数料条例別表第二の五の項(運転免許証交付等手数料に関する部分に限る。)の改正規定 平成二十二年一月四日
- 六 第一条中山口県使用料手数料条例別表第一の八の表に次のように加える改正規定 長期優良住宅の普及の促進に関する法律(平成二十年法律第八十七号)の施行の日

(経過措置)

2 第三条の規定の施行の際現に係留している船舶の当該係留に係る岸壁、物揚場又は棧橋の係船料及び浮棧橋係船料については、同条の規定による改正後の山口県港湾施設管理条例別表第一の規定にかかわらず、なお従前の例による。

山口県使用料手数料条例及び山口県立職業能力開発校条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十一年三月十七日

山口県知事 二 井 関 成

山口県条例第十六号

山口県使用料手数料条例及び山口県立職業能力開発校条例の一部を改正する条例

(山口県使用料手数料条例の一部改正)

第一条 山口県使用料手数料条例(昭和三十一年山口県条例第一号)の一部を次のように改正する。  
別表第一の6の表二の項を次のように改める。

二 職業能力開 発校		授業料	入学料	入学選考料	寄宿舍使用料	備考
		普通課程	普通課程	普通課程	山口県立東部高等産業技術学校 山口県立西部高等産業技術学校	1 休学のために出席した日のない月がある場合においては、授業料の十二分の一に相当す
		一年につき	一件につき	一件につき	一人一月につき	
		十一万八千八百円	二千二百円	五千六百五十円	七百円	

る額にその月数を乗じて得た額の授業料を徴収しないものとする。

2 年の中途に退学し、死亡し、又は職業訓練を修了した場合においては、授業料の十二分の一に相当する額に在学しない月数を乗じて得た額の授業料を徴収しないものとする。

3 月の中途から又は中途まで使用する場合のその月の寄宿舎使用料の金額は、日割計算の方法によつて算定する。

(山口県立職業能力開発校条例の一部改正)

第二条 山口県立職業能力開発校条例(昭和五十四年山口県条例第三号)の一部を次のように改正する。

第五条を第六条とし、第四条の次に次の一条を加える。

(授業料等)

第五条 職業訓練を受け、又は受けようとする者は、山口県使用料手数料条例(昭和三十一年山口県条例第一号)に定めるところにより、授業料、入学選考料又は入学料を納入しなければならない。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成二十一年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 第一条の規定による改正後の山口県使用料手数料条例(以下「改正後の条例」という。)別表第一の6の表二の項(授業料に関する部分及び入学料に関する部分に限る。)(の規定は、平成二十二年四月一日以後に山口県立東部高等産業技術学校又は山口県立西部高等産業技術学校に入学する者について適用し、平成二十二年三月三十一日に山口県立東部高等産業技術学校又は山口県立西部高等産業技術学校に在学し、引き続き在学する者については、なお従前の例による。

3 改正後の条例別表第一の6の表二の項(入学選考料に関する部分に限る。)(の規定は、平成二十二年四月一日以後に山口県立東部高等産業技術学校又は山口県立西部高等産業技術学校に入学しようとする者について適用し、同日前に山口県立東部高等産業技術学校又は山口県立西

部高等産業技術学校に入学しようとする者については、なお従前の例による。

山口県資金積立基金条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十一年三月十七日

山口県知事 二 井 関 成

山口県条例第十七号

山口県資金積立基金条例の一部を改正する条例

第一条 山口県資金積立基金条例（昭和六十年山口県条例第三号）の一部を次のように改正する。

別表山口県大規模事業基金の項の次に次のように加える。

山口県地域活性化・生活対策基金	地域の活性化並びに県民の生活の不安の解消及び安全の確保を図ること。	中欄に掲げる設置の目的を達成するため知事が必要があると認める経費の財源に充てるとき。
-----------------	-----------------------------------	--

別表山口県国民健康保険広域化等支援基金の項の次に次のように加える。

山口県妊婦健康診査支援基金	県民が安心して妊娠し、出産することができる体制の確保を図ること。	中欄に掲げる設置の目的を達成するため知事が必要があると認める経費の財源に充てるとき。
---------------	----------------------------------	--

別表山口県地域福祉基金の項の次に次のように加える。

山口県安心こども基金	県民が子どもを安心して育てることができ体制の整備を図ること。	中欄に掲げる設置の目的を達成するため知事が必要があると認める経費の財源に充てるとき。
------------	--------------------------------	--

別表山口県障害者自立支援対策臨時特例基金の項中「図る」の下に「とともに、介護その他の福祉サービスを提供する人材の確保を図る」を加え、同項の次に次のように加える。

山口県消費者行政活性化基金	消費生活に関する相談窓口の機能の強化その他消費者行政の活性化を図ること。	中欄に掲げる設置の目的を達成するため知事が必要があると認める経費の財源に充てるとき。
---------------	--------------------------------------	--

別表山口県発電用施設周辺地域振興基金の項の次に次のように加える。

山口県ふるさと雇用再生特別基金	雇用の機会の創出を図ること。	中欄に掲げる設置の目的を達成するため知事が必要があると認める経費の財源に充てるとき。
山口県緊急雇用創出事業臨時特例基金	一時的な雇用及び就業の機会の創出を図ること。	中欄に掲げる設置の目的を達成するため知事が必要があると認める経費の財源に充てるとき。

第二条 山口県資金積立基金条例の一部を次のように改正する。

第五条中第二号を削り、第三号を第二号とし、第四号から第六号までを一号ずつ繰り上げ、第七号を削る。

別表山口県地域福祉基金の項及び山口県森林整備担い手対策基金の項を削る。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第二条の規定は、平成二十二年四月一日から施行する。

山口県介護保険財政安定化基金条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十一年三月十七日

山口県条例第十八号

山口県知事 二 井 関 成

山口県介護保険財政安定化基金条例の一部を改正する条例

山口県介護保険財政安定化基金条例(平成十二年山口県条例第十二号)の一部を次のように改正する。

第二条中「千分の一」を「零」に改める。

附 則

この条例は、平成二十一年四月一日から施行する。

山口県児童相談所条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十一年三月十七日

山口県知事 二 井 関 成

山口県条例第十九号

山口県児童相談所条例の一部を改正する条例

山口県児童相談所条例(昭和三十九年山口県条例第二十五号)の一部を次のように改正する。

第三条中第六号を第七号とし、第三号から第五号までを一号ずつ繰り下げ、同条第二号中「及び第七号の二」を「から第七号の三まで」に改

め、同号を同条第三号とし、同条第一号中「、第二項及び第七項」を「及び第二項」に改め、同号を同条第二号とし、同号の前に次の一号を加

える。

一 法第二十五条の七第一項第三号に規定する児童自立生活援助の実施に関すること。

附 則

この条例は、平成二十一年四月一日から施行する。

児童福祉施設条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十一年三月十七日



山口県条例第二十号

児童福祉施設条例の一部を改正する条例

児童福祉施設条例（昭和三十九年山口県条例第二十六号）の一部を次のように改正する。

第五条中「百十人」を「六十人」に改める。

附 則

この条例は、平成二十一年四月一日から施行する。

山口県知事 二 井 関 成

下関漁港地方卸売市場条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十一年三月十七日

山口県知事 二 井 関 成

山口県条例第二十一号

下関漁港地方卸売市場条例の一部を改正する条例

下関漁港地方卸売市場条例（昭和四十八年山口県条例第二号）の一部を次のように改正する。

第二十一条を次のように改める。

第二十一条 削除

第二十九条を次のように改める。

（委託手数料）

第二十九条 卸売業者が地方卸売市場における卸売のための販売の委託の引受けについて、その委託者から收受する委託手数料の額を定めようとするときは、あらかじめ、知事に届け出なければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 卸売業者は、地方卸売市場又は当該卸売業者の主たる事務所の見やすい場所に掲示する等の方法により、前項の委託手数料の額を委託者に周知しなければならない。

3 知事は、第一項の委託手数料の額が委託者に対して不当に差別的な取扱いをするものであるときその他不適切であると認めるときは、卸売

業者に当該委託手数料の額の変更を命ずることができる。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成二十一年四月一日から施行する。

(準備行為)

2 改正後の下関漁港地方卸売市場条例第二十九条第一項の規定による届出は、この条例の施行前においても行うことができる。

山口県営住宅条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十一年三月十七日

山口県知事 二 井 関 成

### 山口県条例第二十二号

山口県営住宅条例の一部を改正する条例

山口県営住宅条例(昭和二十七年山口県条例第三十一号)の一部を次のように改正する。

第四十五条の二中「ことができる」を「ものとする」に改める。

第四十五条の三第一項を次のように改める。

知事は、前条の規定による指定を受けようとする法人その他の団体を公募するものとする。

第四十五条の三第六項を同条第八項とし、同条第五項中「第一項から前項まで」を「前各項」に改め、同項を同条第七項とし、同条第四項中「前項」を「第四項」に、「申請者」を「応募者」に改め、同項を同条第六項とし、同条第三項中「指定の申請」を「応募」に、「その申請」を「その応募」に改め、同項第一号中「利用」を「使用」に改め、同項第三号中「申請者」を「応募者」に改め、同項を同条第四項とし、同項の次に次の一項を加える。

5 知事は、前項に規定する審査を行ったときは、遅滞なく、理由を付してその結果を公表するものとする。

第四十五条の三第二項中「前条」を「第一項」に、「指定を受け」を「公募に応じ」に、「申請者」を「応募者」に改め、「申請書に」を削り、「という。」その他「を」という。)に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 前項の規定による公募は、規則で定めるところにより、応募の時期及び方法等について公告して行うものとする。  
第四十五条の三の次に次の二条を加える。

(指定管理者が講ずべき措置)

第四十五条の四 知事は、第四十五条の二の規定による指定をするときは、個人情報(山口県個人情報保護条例(平成十三年山口県条例第四十三号)第二条第一項に規定する個人情報(第四十五条の二各号に掲げる事務に係るものに限る。))をいう。)の適正な取扱いを確保するため  
に当該指定管理者が講ずべき措置を明らかにしてしなければならない。

(知事による管理の業務の実施)

第四十五条の五 知事は、地方自治法第二百四十四条の二第十一項の規定により指定管理者の指定を取り消し若しくは期間を定めて県営住宅及び共同施設の管理の業務の全部若しくは一部の停止を命じた場合又は指定管理者が天災その他の事由により県営住宅及び共同施設の管理の業務の全部若しくは一部を実施することが困難となつた場合において、必要があると認めるときは、第四十五条の二の規定にかかわらず、県営住宅及び共同施設の管理の業務の全部又は一部を自ら行うものとする。

附則

この条例は、公布の日から施行する。

山口県公営企業の設置等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十一年三月十七日

山口県知事 二 井 関 成

### 山口県条例第二十三号

山口県公営企業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

山口県公営企業の設置等に関する条例(昭和四十一年山口県条例第四十六号)の一部を次のように改正する。

第二条第二項第二号の表柳井川工業用水道の項を削る。

附則

この条例は、平成二十一年四月一日から施行する。

山口県工業用水道条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十一年三月十七日

山口県知事 二 井 関 成

**山口県条例第二十四号**

山口県工業用水道条例の一部を改正する条例

山口県工業用水道条例（昭和三十七年山口県条例第五十三号）の一部を次のように改正する。

別表第一柳井川工業用水道の項を削る。

別表第二柳井川工業用水道の項を削り、同表厚東川工業用水道の項中「五十円」を「三十二円七十銭」に改め、同表厚狭川工業用水道の項中「五十円」を「三十八円七十銭」に改める。

附 則

この条例は、平成二十一年四月一日から施行する。

山口県学校職員定数条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十一年三月十七日

山口県知事 二 井 関 成

**山口県条例第二十五号**

山口県学校職員定数条例の一部を改正する条例

山口県学校職員定数条例（昭和三十一年山口県条例第五十一号）の一部を次のように改正する。

第二条第一号中「二、三八二人」を「二、三五三人」に、「五八二人」を「五七六人」に、「二、九六四人」を「二、九二九人」に改め、同条第三号中「一、一三五五人」を「一、一四〇人」に、「一四八人」を「一五〇人」に、「一、二八三人」を「一、二九〇人」に改め、同条第四号中「三、二四五人」を「三、二三九人」に、「二二二人」を「二〇五人」に、「三、四五七人」を「三、四四四人」に改め、同条第五号中「五、二八三人」を「五、三三〇人」に、「四六三人」を「四五六人」に、「五、七四六人」を「五、七七六人」に改める。

附 則

この条例は、平成二十一年四月一日から施行する。

山口県立高等学校等条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十一年三月十七日

山口県知事 二 井 関 成

**山口県条例第二十六号**

山口県立高等学校等条例の一部を改正する条例

山口県立高等学校等条例（昭和三十九年山口県条例第五十一号）の一部を次のように改正する。

別表山口県立安下庄高等学校の項、山口県立久賀高等学校の項、山口県立大嶺高等学校の項及び山口県立美祢工業高等学校の項を削る。

附 則

この条例は、平成二十一年四月一日から施行する。

山口県警察本部組織条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十一年三月十七日

山口県知事 二 井 関 成

**山口県条例第二十七号**

山口県警察本部組織条例の一部を改正する条例

山口県警察本部組織条例（昭和二十九年山口県条例第二十六号）の一部を次のように改正する。

第三条第一号中(甲)を(乙)とし、(乙)の次に次のように加える。

(丙) オウム真理教犯罪被害者等を救済するための給付金の支給に関する法律（平成二十年法律第八十号）第三条第一項に規定する給付金に

関すること。

第三条第一号に次のように加える。



山口県若国警察署協議会、山口県柳井警察署協議会又は山口県山陽小野田警察署協議会の委員の定数とする。

4 第二項の規定により委嘱される委員の任期は、警察署協議会条例第五条第一項本文の規定にかかわらず、平成二十一年五月三十一日までとする。

山口県地方警察職員定数条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十一年三月十七日

山口県知事 二 井 関 成

**山口県条例第二十九号**

山口県地方警察職員定数条例の一部を改正する条例

山口県地方警察職員定数条例（昭和三十二年山口県条例第十六号）の一部を次のように改正する。

第二条中「一二人」を「一三人」に、「八八一人」を「八八三人」に、「九一人」を「九一人」に、「九三九人」を「九四二人」に、「三、五八一人」を「三、五九〇人」に改める。

附 則

この条例は、平成二十一年四月一日から施行する。

拡声機による暴騒音の規制に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十一年三月十七日

山口県知事 二 井 関 成

**山口県条例第三十号**

拡声機による暴騒音の規制に関する条例の一部を改正する条例

拡声機による暴騒音の規制に関する条例（平成四年山口県条例第三十一号）の一部を次のように改正する。

第三条中「測定した」の下に「ものとした場合における」を、「超える」の下に「こととなる」を加える。

第四条の見出しを「（停止命令等）」に改め、同条に次の一項を加える。

2 警察署長は、前項の規定による命令を受けた者が更に反復して、前条の規定に違反して拡声機による暴騒音を発したときは、その者に対し、二十四時間を超えない範囲内で期間を定め、かつ、区域を定めて、拡声機の使用の禁止を命ずることができる。

2 警察官は、前項の規定による勧告を受けた者がその場所で拡声機の使用を継続し、かつ、引き続き暴騒音が発生しているときは、当該暴騒音の発生を防止するために必要な限度において、その者に対し、当該拡声機を他の場所へ移動させることを命ずることができる。

第九条中「第四条」を「第四条第一項若しくは第五条第二項」に改め、「命令」の下に「又は第四条第二項の規定による警察署長の命令」を加える。

附則

この条例は、平成二十一年六月一日から施行する。

山口県産業技術センター条例を廃止する等の条例をここに公布する。

平成二十一年三月十七日

山口県知事 二井 関 成

山口県条例第三十一号

山口県産業技術センター条例を廃止する等の条例

(山口県産業技術センター条例の廃止)

第一条 山口県産業技術センター条例(昭和四十二年山口県条例第二号)は、廃止する。

(職務に専念する義務の特例に関する条例の一部改正)

第二条 職務に専念する義務の特例に関する条例(昭和二十六年山口県条例第四号)の一部を次のように改正する。

第一条の見出しを「(目的)」に改め、同条中「基き、」を「に基づき、職員及び地方独立行政法人法(平成十五年法律第百十八号)第二条第二項に規定する特定地方独立行政法人に勤務する一般職に属する地方公務員(以下「特定地方独立行政法人職員」という。)の」に、「関し、規定する」を「について定める」に改める。

第二条中「職員」の下に「及び特定地方独立行政法人職員」を加え、「一」を「いずれかに」に、「出来る」を「できる」に改め、同条



第三号中「その他」を「前二号に掲げるもののほか、」に改め、同条第四号を次のように改める。

四 前三号に掲げるもののほか、人事委員会（特定地方独立行政法人職員にあつては、任命権者）が定める場合（職員の懲戒の手續、効果等に関する条例の一部改正）

第三条 職員の懲戒の手續、効果等に関する条例（昭和二十六年山口県条例第四十四号）の一部を次のように改正する。

第一条中「同じ。」の下に「及び地方独立行政法人法（平成十五年法律第百十八号）第二条第二項に規定する特定地方独立行政法人に勤務する一般職に属する地方公務員（以下「特定地方独立行政法人職員」という。）」を加える。

第六条中「規程で」の下に「、特定地方独立行政法人職員については第一条の特定地方独立行政法人の規程で」を加え、同条を第七条とする。

第五条の次に次の一条を加える。

（特定地方独立行政法人職員に対する規定の適用）

第六条 第二条から前条までの規定中職員に関する規定は、特定地方独立行政法人職員に関する規定として特定地方独立行政法人職員に適用があるものとする。この場合において、第二条中「条例」とあるのは「設立団体の条例」と、第四条中「（義務教育諸学校等の教育職員の給与と特別措置条例（昭和四十六年山口県条例第三十一号）第三条第一項の規定により教職調整額を支給される職員にあつては、給料の月額に当該教職調整額の月額を加算した額）及びこれに対する地域手当」とあるのは「及びこれに対する第一条の特定地方独立行政法人の規程で定める地域手当に相当する手当」とする。

（職員の分限に関する手續及び効果等に関する条例の一部改正）

第四条 職員の分限に関する手續及び効果等に関する条例（昭和二十六年山口県条例第四十五号）の一部を次のように改正する。

第一条中「同じ。」の下に「及び地方独立行政法人法（平成十五年法律第百十八号）第二条第二項に規定する特定地方独立行政法人に勤務する一般職に属する地方公務員（以下「特定地方独立行政法人職員」という。）」を加える。

第七条中「規程で」の下に「、特定地方独立行政法人職員については第一条の特定地方独立行政法人の規程で」を加え、同条を第八条とする。

第六条の次に次の一条を加える。

（特定地方独立行政法人職員に対する規定の適用）

第七条 第二条から前条までの規定中職員に関する規定は、特定地方独立行政法人職員に関する規定として特定地方独立行政法人職員に適用があるものとする。この場合において、第五条第二項中「期間中、」とあるのは「期間中、第一条の特定地方独立行政法人の規程で定める」と、「及び一般職に属する学校職員の給与に関する条例（昭和二十七年二月山口県条例第六号）第二十一条の二に規定する給与（地方公営企業法（昭和二十七年法律第二百九十二号）第十五条第一項に規定する企業職員（以下「企業職員」という。）及び法第五十七条に規定する単純な労務に雇用される者（以下「単純な労務に雇用される者」という。）にあつては、任命権者が定めるこれらの給与に相当する給与）」とあるのは「に規定する給与に相当する給与」とする。

（職員の休職の事由を定める条例の一部改正）

第五条 職員の休職の事由を定める条例（昭和三十三年山口県条例第十五号）の一部を次のように改正する。

「職員」という。）の下に「及び地方独立行政法人法（平成十五年法律第百十八号）第二条第二項に規定する特定地方独立行政法人に勤務する一般職に属する地方公務員（以下「特定地方独立行政法人職員」という。）」を加え、第一号中「その職員」の下に「又は特定地方独立行政法人職員」を加える。

（職員の定年等に関する条例の一部改正）

第六条 職員の定年等に関する条例（昭和三十九年山口県条例第一号）の一部を次のように改正する。

第一条中「同じ。」の下に「及び地方独立行政法人法（平成十五年法律第百十八号）第二条第二項に規定する特定地方独立行政法人に勤務する一般職に属する地方公務員（以下「特定地方独立行政法人職員」という。）」を加える。

本則に次の一条を加える。

（特定地方独立行政法人職員に対する規定の適用）

第六条 第二条及び第三条本文の規定中職員に関する規定は、特定地方独立行政法人職員に関する規定として特定地方独立行政法人職員に適用があるものとする。

（外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例の一部改正）

第七条 外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例（昭和三十二年山口県条例第二号）の一部を次のように改正する。

第一条中「同じ。」の下に「及び地方独立行政法人法（平成十五年法律第百十八号）第二条第二項に規定する特定地方独立行政法人に勤

務する一般職に属する地方公務員（以下「特定地方独立行政法人職員」という。）を加える。  
本則に次の一条を加える。

（特定地方独立行政法人職員に対する規定の適用）

第十一条 第二条及び第三条第二項の規定中職員に関する規定は、特定地方独立行政法人職員に関する規定として特定地方独立行政法人職員に適用があるものとする。この場合において、第二条第一項中「県」とあるのは「第一条の特定地方独立行政法人」と、同項第四号及び同条第二項第三号中「人事委員会規則」とあるのは「当該特定地方独立行政法人の規程」と、同項第五号中「職員の定年等に関する条例（昭和五十九年山口県条例第一号）第四条第一項又は第二項」とあるのは「地方独立行政法人法第五十三条第三項において読み替えて適用する地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第二十八条の三」とする。

（職員の育児休業等に関する条例の一部改正）

第八条 職員の育児休業等に関する条例（平成四年山口県条例第一号）の一部を次のように改正する。

第一条中「含む。以下同じ。」の下に「及び地方独立行政法人法（平成十五年法律第百十八号）第二条第二項に規定する特定地方独立行政法人に勤務する一般職に属する地方公務員（以下「特定地方独立行政法人職員」という。）を加え、「地方独立行政法人法（平成十五年法律第百十八号）第二条第二項に規定する特定地方独立行政法人に勤務する一般職に属する地方公務員」を「特定地方独立行政法人職員」に改める。

第七条第一項中「第二十八条第二項及び第三項」を「第二十八条第三項及び第四項」に改める。

第三十一条中「規程で」の下に「、特定地方独立行政法人職員については第一条の特定地方独立行政法人の規程で」を加え、同条を第三十一条とする。

第三十条の次に次の一条を加える。

（特定地方独立行政法人職員に対する規定の適用）

第三十一条 第二条から第六条まで、第十条、第十一条、第十三条から第十六条まで及び第二十七条の規定中職員に関する規定は、特定地方独立行政法人職員に関する規定として特定地方独立行政法人職員に適用があるものとする。この場合において、第二条及び第三条中「条例」とあるのは「設立団体の条例」と、同条第四号中「人事委員会規則」とあるのは「第一条の特定地方独立行政法人の規程」と、「人事委員会の」とあるのは「任命権者の」と、第四条、第五条、第十条及び第十一条中「条例」とあるのは「設立団体の条例」と、同条第五号

中「人事委員会規則」とあるのは「第一条の特定地方独立行政法人の規程」と、第十四条及び第十五条中「条例」とあるのは「設立団体の条例」とする。

(職員の再任用に関する条例の一部改正)

第九条 職員の再任用に関する条例(平成十三年山口県条例第三号)の一部を次のように改正する。

第一条中「職員を含む。以下同じ。」の下に「及び地方独立行政法人(平成十五年法律第百十八号)第二条第二項に規定する特定地方独立行政法人に勤務する一般職に属する地方公務員(以下「特定地方独立行政法人職員」という。)」を加える。

第五条中「人事委員会規則」を「職員については人事委員会規則で、特定地方独立行政法人職員については第一条の特定地方独立行政法人の規程」に改め、同条を第六条とする。

第四条の次に次の一条を加える。

(特定地方独立行政法人職員に対する規定の適用)

第五条 第二条から前条までの規定中職員に関する規定は、特定地方独立行政法人職員に関する規定として特定地方独立行政法人職員に適用があるものとする。この場合において、第二条中「条例」とあるのは、「設立団体の条例」とする。

(一般職の任期付研究員の採用等に関する条例の一部改正)

第十条 一般職の任期付研究員の採用等に関する条例(平成十四年山口県条例第四十九号)の一部を次のように改正する。

第一条中「従事する職員」の下に「及び地方独立行政法人(平成十五年法律第百十八号)第二条第二項に規定する特定地方独立行政法人に勤務する一般職に属する地方公務員(以下「特定地方独立行政法人職員」という。)」を加える。

第八条中「人事委員会規則」を「職員については人事委員会規則で、特定地方独立行政法人職員については第一条の特定地方独立行政法人の規程」に改め、同条を第九条とする。

第七条の次に次の一条を加える。

(特定地方独立行政法人職員に対する規定の適用)

第八条 第二条から第四条までの規定中職員に関する規定は、特定地方独立行政法人職員に関する規定として特定地方独立行政法人職員に適用があるものとする。この場合において、第二条中「条例」とあるのは「設立団体の条例」と、同条第二号中「次長その他の人事委員会規則」とあるのは「前条の特定地方独立行政法人の規程」とする。

(一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正)

第十一条 一般職の任期付職員の採用等に関する条例(平成十四年山口県条例第五十号)の一部を次のように改正する。

第一条中「同じ。」の下に「及び地方独立行政法人法(平成十五年法律第百十八号)第二条第二項に規定する特定地方独立行政法人に勤務する一般職に属する地方公務員(以下「特定地方独立行政法人職員」という。)」を加える。

第十二条中「企業管理規程で」の下に「、特定地方独立行政法人職員については第一条の特定地方独立行政法人の規程で」を加え、同条を第十三条とする。

第十一条の次に次の一条を加える。

(特定地方独立行政法人職員に対する規定の適用)

第十二条 第二条から第六条までの規定中職員に関する規定は、特定地方独立行政法人職員に関する規定として特定地方独立行政法人職員に適用があるものとする。この場合において、第四条第三項中「(企業職員(地方公営企業等の労働関係に関する法律(昭和二十七年法律第百八十九号)第三条第四号に規定する職員をいう。以下同じ。))にあつては、これに相当する承認その他の処分)」とあるのは、「に相当する承認その他の処分」とする。

(職員の自己啓発等休業に関する条例の一部改正)

第十二条 職員の自己啓発等休業に関する条例(平成十九年山口県条例第五十四号)の一部を次のように改正する。

第一条中「同じ。」の下に「及び地方独立行政法人法(平成十五年法律第百十八号)第二条第二項に規定する特定地方独立行政法人に勤務する一般職に属する地方公務員(以下「特定地方独立行政法人職員」という。)」を加える。

第十三条中「規程で」の下に「、特定地方独立行政法人職員については第一条の特定地方独立行政法人の規程で」を加え、同条を第十四条とする。

第十二条の次に次の一条を加える。

(特定地方独立行政法人職員に対する規定の適用)

第十三条 第二条から第九条までの規定中職員に関する規定は、特定地方独立行政法人職員に関する規定として特定地方独立行政法人職員に適用があるものとする。この場合において、第三条中「条例」とあるのは「設立団体の条例」と、「人事委員会規則」とあるのは「第一条の特定地方独立行政法人の規程」と、第四条及び第五条中「条例」とあるのは「設立団体の条例」と、同条第二号中「人事委員会」とある



のは「任命権者」と、第七条第二項中「人事委員会規則」とあるのは「第一条の特定地方独立行政法人の規程」と、第八条中「条例」とあるのは「設立団体の条例」とする。

(地方独立行政法人山口県産業技術センターに係る地方独立行政法人法第五十九条第一項の条例で定める内部組織を定める条例の一部改正)

第十三条 地方独立行政法人山口県産業技術センターに係る地方独立行政法人法第五十九条第一項の条例で定める内部組織を定める条例(平成二十年山口県条例第四十六号)の一部を次のように改正する。

「内部組織は、」の下に「山口県産業技術センター条例を廃止する等の条例(平成二十一年山口県条例第三十一号)第一条の規定による廃止前の」を加える。

#### 附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成二十一年四月一日から施行する。ただし、第十三条の規定は、公布の日から施行する。  
(経過措置)

2 この条例の施行の際現に知事に対してされている山口県情報公開条例(平成九年山口県条例第十八号)第五条の規定による開示の請求(以下「公文書開示請求」という。)のうち、地方独立行政法人山口県産業技術センター(以下「法人」という。)が保有している公文書に係るものは、法人に対してされた公文書開示請求とみなす。

3 この条例の施行の際現に山口県情報公開条例第七条第一項の決定又は公文書開示請求に係る不作為について知事に対してされている行政不服審査法(昭和三十七年法律第六十号)の規定による不服申立て(法人が保有している公文書に係るものに限る。)は、同条例第十五条の二の規定により法人に対してされた同法の規定による異議申立てとみなす。

4 この条例の施行の際現に知事に対してされている山口県個人情報保護条例(平成十三年山口県条例第四十三号)第十条第一項、第二十一条第一項又は第二十七条第一項の規定による開示の請求、訂正の請求又は個人情報の利用の停止、消去若しくは提供の停止の請求(以下「個人情報開示請求等」という。)のうち、法人が保有している公文書に記録されている個人情報に係るものは、法人に対してされた個人情報開示請求等とみなす。

5 この条例の施行の際現に山口県個人情報保護条例第十二条第一項、第二十三条第一項若しくは第二十九条第一項の決定又は個人情報開示請求等に係る不作為について知事に対してされている行政不服審査法の規定による不服申立て(法人が保有している公文書に記録されている個

平成二十一年三月十七日印刷

発行人所

山口県知事庁

定価一箇月 金二千七百円(送料共)

人情報に係るものに限る。)は、同条例第三十一条の二の規定により法人に対してされた同法の規定による異議申立てとみなす。

(山口県使用料手数料条例の一部改正)

6 山口県使用料手数料条例(昭和三十一年山口県条例第一号)の一部を次のように改正する。  
別表第一の6の表一の項を次のように改める。

一 削除
---------